

第八十四回国会  
衆議院  
内閣委員会議録  
第二十号

昭和五十三年五月二十五日(木曜日)委員会において、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

同和对策に関する小委員  
逢沢 英雄君 小島 静馬君  
小宮山 重四郎君 玉生 孝久君  
村田 敬次郎君 上田 卓三君  
上原 康助君 新井 彬之君  
受田 新吉君 柴田 睦夫君  
中川 秀直君 小宮山 重四郎君  
同和对策に関する小委員長

昭和五十三年五月二十五日(木曜日)  
午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 始関 伊平君

理事 小宮山 重四郎君 理事 村田 敬次郎君  
理事 岩垂 喜男君 理事 上原 康助君  
理事 鈴切 康雄君 理事 受田 新吉君  
逢沢 英雄君 宇野 亨君  
小島 静馬君 関谷 勝嗣君  
塚原 俊平君 萩原 幸雄君  
上田 卓三君 安井 吉典君  
新井 彬之君 市川 雄一君  
柴田 睦夫君

出席國務大臣

國務大臣  
(総理府総務長 稻村 佐近四郎君)

出席政府委員

人事院総裁 藤井 貞夫君  
人事院事務総局 角野 幸三郎君  
給与局長  
人事院事務総局 金井 八郎君  
職員局長

委員外の出席者

内閣総理大臣官 大濱 忠志君  
房総務審議官 菅野 弘夫君  
総理府人事局長 篠田 信義君  
総理府人事局次長 林 忠雄君  
消防庁長官 福島 深君  
消防庁次長 岡部 晃三君  
労働省労政局労働法規課長 坂 弘二君  
自治省行政局公務員部公務員第一課長 橋高 弘昌君  
日本国有鉄道常務理事 長倉 司郎君  
内閣委員会調査室長

委員の異動

五月十二日

辞任

宇野 亨君

補欠選任

篠田 弘作君

小島 静馬君

早川 崇君

塚原 俊平君

天野 光晴君

梅野 泰二君

田邊 誠君

山花 貞夫君

八百板 正君

同日

辞任

天野 光晴君

塚原 俊平君

篠田 弘作君

宇野 亨君

早川 崇君

小島 静馬君

同日

辞任

田川 誠一君

中川 秀直君

同日

辞任

中川 秀直君

補欠選任

田川 誠一君

五月十一日

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に関する請願(内海英男君紹介)(第四五四六号)

同(大西正男君紹介)(第四五四七号)

同(飯岡兵輔君紹介)(第四五四八号)

同(小泉純一郎君紹介)(第四五四九号)

同(小坂徳三郎君紹介)(第四五〇〇号)

同(戸沢政方君紹介)(第四五〇一号)

同(中西啓介君紹介)(第四五〇二号)

同(野呂恭一君紹介)(第四五〇三号)

同(古井善實君紹介)(第四五〇四号)

同(村田敬次郎君紹介)(第四五〇五号)

同日

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に関する請願(麻生良方君紹介)(第四四八八号)

同(石井一君紹介)(第四四八九号)

同(石原慎太郎君紹介)(第四四九〇号)

同(川合武君紹介)(第四四九一号)

同(久野忠治君紹介)(第四四九二号)

同(瀬戸山三男君紹介)(第四四九三号)

同(三池信君紹介)(第四四九四号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

同(中村喜四郎君紹介)(第四四九五号)

○始関委員長 これより会議を開きます。

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安井吉典君。

○安井委員 国家公務員法及び地方公務員法の一部改正法案と職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案と、公務員労働者に関する二法案が提案されているわけですが、私は、こういうような扱いについての政府の態度について、ちょっと注意を喚起しておく意味でまず申し上げたいのは、公務員の労働組合、ここでは「職員団体等」と、こう言われているわけですが、それに関係のある法律の立案や運用の場合の政府の立場というのは、政府の持つ政治性というものはこれは一つ別に置いても、民間の労働組合に関係のある法律に対する場合と微妙な差が出がちだという点であります。

民間の労働組合のいろいろな関係法についての政府の対応というのは、あくまで労と使の中間的な立場、公益的な立場ということに終始できるわけですが、ただ、公務員労働組合に対する法案へのアプローチということになりますと、もちろん公益的な、中立的な立場という政府の立場は厳然としてなければならぬわけですが、しかし一方、労働者に対する使用者の立場も政府は兼ねることになるわけですが、そういうような関係が今度のこの二法案の場合においても何かじみ出てはいないか。使用者側の政府というそういう立場が、公益的な立場を追い越して、あるいは公益という仮面の裏で使用者意識がちらちらしている、そんなようなことが、どうも職員団体、労働組合側から何か疑問を持たれる、そういうことになっているように私は思うわけでありまして、やはり使用者意識

というのはできるだけ後ろへ引く込めて、公益的  
な立場を強く押し出すという姿勢で常に臨んでい  
くという態度が、法律の立案や運用について大切  
ではないかと思うのですが、この点長官、ひとつ  
お考えを伺います。

○菅野政府委員 先に私からお答えをいたしたいと思いますが、確かに一般の民間労働者の場合と公務員の組合等の問題につきましては、その職務の性質なり置かれている地位によりましていろいろな差異があることは事実でございます。ただ、

こういうような一般的な労働問題でございますので、そういうものの考え方としては、先生も御指摘のありましたように、こういうものを立案し、タッチをする政府としては、あくまでもそういう中立的と申しますか、公益的と申しますか、そういう立場に立って立案をしているつもりでございますし、運用についてもそのように行わなければいけないというふうに存じております。

○稻村国務大臣 御指摘の点につきましては、現行法は余り簡潔である、こういうような関係から、誤解を生ずる点が私は多かつただろうと思ひます。そういう意味から、公制審の答申を尊重いたしましたして、今度二法案を提出をいたしました。こういう疑念の生ずることを取り除く。決してこの法案は、御指摘のように、管理職あるいは指導者の幅を広げてみたりあるいは縮めてみたり、あるいはまた不当な介入をするべきものではない。むしろこういう疑念を生じておつたものを取り除く、こういうことである、こういうふうに私は考えております。

○安井委員 私は、いま申し上げましたことを前提にして、二、三兩法案について伺います。

かろうか、少なくとも労使協議で決めるというようなものではないかと思うのですが、これはまず、立法論として人事局長に伺います。

○菅野政府委員　管理職の範囲でございますけれども、これは法の趣旨に照らしまして、そもそも一緒に団体等をつくって勤務条件の維持向上に努めるというようなことがふさわしくない、そういう区分でございますので、これは本来客観的に定まっているべきものというふうに考えるわけでございます。

そこで、いま先生から、組合が自由にかあるいは労使が話をしてということがございますけれども、もちろんそういう話をするとは差し支えないと存じますけれども、これはやはり法の趣旨に照らしまして、客観的に定められるものであるというふうに考えるわけでございます。そういう趣旨にのっとりまして、労働組合法においても、あるいは公務員法の体系におきましても、中立的な機関等がその線というものを人事院規則なり労働委員会の告示等において出されているわけでございまして、物事の性格から申しますと、そもそも法の趣旨からそういうものが決められていくもののだというふうに考えております。

○安井委員　あくまで公益性に立ったものであればいいし、また私はそうだと思いますよ。しかし、ただ政府そのものが使用者の立場にあるものものですか、私、一番最初指摘いたしましたようなことでお尋ねをしているわけです。しかし、局長の御答弁はかなり前向きのようにもうかがえるわけですが、少なくとも職員団体の側の意向を尊重すべきではないかということについては、意向の尊重ですね、それについてはそういうふうにお考えだ、こうとていいわけですね。

とでございます。それを先ほど使用者側のあれ  
というふうにお話もございましたけれども、公務  
員法の体系におきましては、人事院なり人事委員  
会なり、そういういわば使用者と離れた中立  
的な機関が最終的には規則等で決めているわけ  
でございます。

しかしながら、先生も言われましたように、それについて、制度的にはありませんけれども、労働組合なり組合員の意見なりというものを聞く機会があるということが悪いことではございませんし、あるいは好ましいことかもしれません。そういう意味におきましては、制度としてはそういうふうになっておりませんけれども、人事院等がこういう規則を従来から決められておりますけれども、そういうときにも恐らく組合側の御意見等は承っておりますのではないかとというふうに拝察をいたしております。

○安井委員　いまの御答弁で、人事院側の方の運用の面でも、いまでもかなり労働者側の意見を聞く、そういうような仕組み――仕組みと言ったら語弊があるのかもしれないけれども、運用の面であり方があったようにも聞くわけですが、その点はどうですか。

それからまた、今後の場合は、そのような法制の中では、いまある人事院の規則にも改正が必要ではないかと思うわけですが、それもついでに、あわせて伺います。

○藤井( )政府委員 われわれ人事院当局といたしましては、従来からもそういう姿勢で終始しているつもりですが、できる限り各方面の意見というものは十分にお聞きする、これを参考にして行政の運営に取り入れていくというつもりでやってきておるつもりでございます。いまお話が出ております管理職員等の範囲につきましても、これは私、昔総長をやっておりました際にも、具体的に問題として取り上げられたわけでございますが、その際にも、実質的にはきわめて詳細に組合側の意見はお聞きいたしました。

そういうことで、いろいろやりとりがありました

たけれども、大体、私から申すのはなんです、組合側としても御納得がいただけで今日まで運用がされているのではないかと、いうふうに考えております。実質上、従来までの規定は非常に簡略でございましたが、これは、いまも人事局長あたりお話がございましたように、労働組合法の規定というものを十分に参酌をいたしまして運用を、してまいっておるつもりでございます。要するに、組合のあるいは職員団体の独立性というものを損なわないという観点から純粹に客観的に考えて、どういう範囲がいいのかということを目安にいたしました。いままで運用してきたつもりでございます。

今後その方針には変わりはありません。今度の御審議をいただいております法律案の改正につきましても、実質は別に変わりがあることでございまして、ただ、その範囲というものを運用上余り恣意的にならないように明確にしておきたいということで、その実質は労働組合法と同じような観点からこれをやっというところでございます。この点、いま申し上げましたように、われわれといたしましては、従来もその方針には変わりはありませんで、これが今度法律案ができました上においてその運用が何か変わるということには考えておりませんので、実際には従来どおりの方針でやっていくという気持ちでございます。あくまで職員団体側の自主性というものを尊重しながら、それがりっぱに運営ができるような観点から人事院としても運用してまいりたい、かように考えております。

○安井委員 今度の法律改正によって管理職の範囲が拡大されるというようなことはあってはならないと思うのですが、立法趣旨もそういうものではないかと思います。ですから、いま局長並びに総裁からお話ございましたけれども、その点をもう一つ明確にお答えをいただきたいのと、それからまた、地方自治体などでは職員の一〇〇％ぐらいがいまでも管理職であったり、極端などころは二五％も管理職だ、まあいけば、その職員団

体の力を弱めるといふ意識的な理事者側の意図も働いているのかどうか、これはわかりませんが、そういうようなところもあるようでありまう。ですから、今度の新しい法律ができるという段階では、いままでの管理職の問題についてももう一度見直して、範囲が拡大され過ぎているところはある程度やり直しをさせるとか、そういうような仕組みもこの際必要ではないかと思ひます。どうでしょう。

○藤井(員) 政府委員 地方団体のことは、私の所管でございせんので、それは後ほど自治省の方から御答弁があるかと思ひますが、事人院に關する限りは、先刻申し上げましたように、今度の法律ができましたも、従来の方針には全然変わりはございせん。組織、機構等が変わつてまいりますことによつて若干の変動があることは、これは先生も御承知のとおりだと思ひます。しかし、それ以外に、この法律ができたからといって、故意にあるいは意識的に管理職員の範囲を拡大したり、あるいは縮小したりということとは全然考えておりません。その点は私も心して運用してまいりたい、かような決心でございませう。

○坂説明員 管理職の範囲につきましては、先ほどから御答弁がありましたように、各地方団体ににおきましても、その職務権限の配分だとかあるいは組織のあり方とか、いろいろな面で客観的に定めるものでございませう。したがひまして、今回の法律の改正によりまして管理職の範囲そのものが広まつたり縮まつたりするわけではございせんので、この改正を機にしてどうかするということとは、これはそういうことにならぬと思ひます。が、しかし、客観的に適正な運用が図られるべきであるということとは当然でございませうので、そのような面でも指導をしてまいりたいと思ひます。

○安井委員 自治省の方にもう一度伺ひますが、そういったしますと、新しく基準を自治体の側に改め出す、注意を喚起する、こういうような作業はおやりになるわけですか。

○坂説明員 基準につきましては、従来から地方

団体の方、人事委員会、公平委員会に對しまして示しているところでございまして、今回の法律の改正によりましてその基準がどうか変わるというわけではございせんので、この改正を機会に、これを改めるとか見直すとかどうするということはいたしません。が、しかし、常日ごろ人事委員会、公平委員会に對しまして適正な人事行政が行われるよう助言、指導しているわけではございませうので、そういう面では今後とも注意してまいりたいと思つております。

○安井委員 やはり私は、法律が新しく変わったという際ですから、新しく公平委員会等あるいは人事委員会等に、もう一度いままでの仕組みを見直しなさいというふうな話を自治省から流してあげるといふことが必要ではないかと思ひます。その点は、ちょっと時間がありませうので、重ねての御答弁はいただきませうけれども、強く要望しておきます。

法人格付与の法律案の方であります。この法律が職員団体の団結権を擁護するの、それとも職員団体の組織や運営への規制を強化するの、か、どうもよくわからないというふうな言ひ方を職員団体の皆さんが聞かされておられます。第一条では、明確に職員団体の団結権を有利にするためのものだ、こういうふうなうたわておられるのか、かわらず、そういう声が出ておられるのが私は問題だと思つておられます。法人格を与えてやる、そのかわり条件を厳しくする。法人格の付与と引きかへに組合の活動を規制するのとられるようなことでは、これはやはり問題だと思ひます。

私も、法律のことはよくわかりませうけれども、この法律は少しくどく書き過ぎていて、あれも落としてはいけない、これも書かなければいけないというふうな、法律職人的な手法だと言つたらしかられるかも知れませうけれども、そういうふうなあり方のために、組合にメリットを与えるのか、新しいデメリットを押しつけるのか、よくわからぬというふうな感じを受けるわけですが、どうでしょう。そういうような点に反省はあ

りませうか。できればもう一度練り直すと、そんなことはできませんか。

○菅野政府委員 ただいまのお尋ねでございませうけれども、法人格付与の方の法律案でございませうが、これは従来の制度でございませうと、国家公務員法あるいは地方公務員法の枠の中では、制度的にどうしても法人格をとらうとしてもとれないような団体があるわけではございませう、そこが公務員制度審議会でも問題になりまして、そういうものと切り離して、そういうものにも法人格をとりたいということがあればとれる道を開くというの、この法律の趣旨でございませう。

したがひまして、先ほどいろいろお尋ねがございませうけれども、この法律によつて職員団体の本来の活動そのものにどうかということではなわけではございませう、団体としての利便と申しませうが、そういう点につきましては、従来の制度では法人格をとれなかつたような団体に對して法人格をとれる道を開くということではございませうので、そういう本質になると思ひます。したがひまして、また逆に申しますと、そのことによつて、職員団体の本来の活動そのものに對して邪魔になるとか規制するとか、そういうことは毛頭この法律の趣旨ではございませうし、考えられないところではございませう。

○安井委員 私は、人事局長がいまおっしゃつたとおりだと思つておられます。それでなければいかぬと思つておられます。ただ、条文を読んでみまうと、認証拒否に關する諸規定、たとえば規約に法令違反の記載があつた場合の認証拒否だとか、あるいは規約目的逸脱行為の認証の取り消しだとか、あるいはまた認証拒否期間を三年にするとか、こういうふうな規定は、労働組合の団結の自由や自主性をむしろ侵害するおそれがあるのではないか。報告や資料を出せというふうなことも組合活動への介入、干渉のおそれはないのか。本来の趣旨は、全く局長のおっしゃつたとおりだと思つておられます。それが何かこんなような規定が、逆にメリットを受けるはずの組合側に働かせること

いうことになつておられるのではないか。どうでしょう、もう一度再検討の必要はありませうか。

○菅野政府委員 お答え申し上げたいと思ひます。先ほどお答え申し上げましたような本質でございませうので、法律技術的に少しくどくどくしているじゃないかというおしかりがあるいはあるのかも知れませうけれども、先生の言われました登録拒否の問題あるいは取り消しの問題、その他報告等を徴する問題等々につきましても、これはそういう組合が法人としてふさわしいものであるという法人としてふさわしいものであるということは、法人みずからの利便の問題もございませうが、その団体が法人になりますれば、財産取引なり何なりの主体になるわけではございませうので、第三者に對する保護という観点の問題も生まれてくると思ひます。

いずれにいたしましても、そういう面から必要なものを規定しているわけではございませう、職員団体の本来の勤務条件維持に關する職員団体活動というもののについては従来のままでございませう、別に規制をしたりマイナスになつたりすることではございませう。先ほど御指摘がございませうた報告を徴する等につきましても、そういう法人として認める場合に、その中身を見る場合だけのそういう限度における報告のことではございませう、そのことは法律にも書いてございませうように、それ以上のものでは決してないわけではございませう。

○安井委員 いまの御答弁でも、どうも満足できない気がするわけなのですが、しかし、この法律というものは、労働組合、職員団体等に対するデメリットを与えるという意図は毛頭ないのだと思ひます。いまの御答弁の中からは出ていないと思ひます。その点は私ももちろつと留意はしておきませうが、しかし、このあり方についてももう少し考え直しをしてほしいという気持ちは変わらませう。それでは、いま局長が御答弁になつたような趣旨で運用をしていく、つまり法律の機械的な対応

というふうなことでなしに、立法趣旨を十分に生かした法の適用や運営を行っていくというつもりだ、こう受けとめてよろしいですか。

○菅野政府委員 繰り返しますが、まさにそのとおりでございます。いやしくもこのことを通じまして、組合の本来の活動が制限されたり、あるいは組合に対して何らかの介入等があるということとは、決して許されるはずのことではございません。この法律の趣旨に反するわけでございまして、先生のおっしゃるとおりだと思います。

○安井委員 一応いまの御答弁だけ承っておきます。短い時間で幾つもの問題を取り上げようとしておるものですから、この問題については、さらに上原委員が次の段階でお尋ねをすることになっております。

政府は、これまでしばしば公務における結社の自由や雇用条件等の論議について、公務員関係二法案を国会に提出しておりますという言明を、ILOのいろいろな機関で、しています。その法律案の内容については私はいまさまざまな疑問を投げかけたわけなんです、何か単にILOに対するゼスチュアで両法案を提出しているのではないかというふうな印象をぬぐうわけにはいかぬわけでありま。

そして公務員問題では、消防職員の団結権の問題だとか、交渉不調の場合の調整機能の問題とか、刑事罰の問題等が次に控えているわけですね。これらの問題がたゞさんあるのですけれども、きょうは時間の関係で消防職員の団結権の問題だけにひとつ焦点を絞っていきいたいと思っておりますが、なほ公務員制度審議会の当面の課題として急いで取り上げないのかということについてお答えいただきます。

○菅野政府委員 公務員制度審議会の答申は、先生御存じのとおり、四十八年の九月に行われたわけでございますが、大きく分けて、その答申の趣旨から見まして、当面すぐ運用でやれるものはやりなさい、それから具体的な問題として具体案をつくってやるべきものはやりなさい、それか

らもう一つ、いろいろな問題について指摘などをいたしております。

その公務員制度審議会の答申を受けまして、できました総務長官を長とする公務員問題連絡会議におきまして、その趣旨にのっとりまして、先ほど申しましたように、運用でできるものはやる、たとえば交渉等スムーズにやるといふようなことにつきましまして、すでに各省庁に連絡をいたしているところでございます。それから具体的な指摘された問題について改正をしるという点につきましては、まさにこの二法案の中にそれが織り込まれているわけでございまして、管理職の範囲の明確化の問題なり、あるいは登録と切り離した法人格付与の問題なり、あるいは登録等の取り消しの効力の発生時期等について、両法案に盛り込みまして御審議を賜うところでございます。

もう一つの問題として、先生の言われました消防職員の団結権の問題、その他の問題につきましましてはさらに引き続いて検討をするということでございます。公務員制度審議会の答申そのものにおきまして、これも先生十分御存じのとおり、当面、消防職員の団結権については従来どおりとするのだという結論でございまして、それをILOの審議等の経過もあって、そういうものも十分踏まえながらさらに問題点を検討していけという御指示でございますので、先ほど申しました当面運用すべき問題並びにさしあたってはつきりと公務員制度審議会においてこういうふうにしろと言われた問題について、現在、処理をし、あるいは処理をしつつあるところでございます。そういう経過でございますので、消防職員の団結権の問題については、ILO問題も注視をいたしますが、公務員制度審議会もそういう御趣旨でございますので、問題点をこれから十分に検討していくという態度でございます。

○安井委員 公務員問題連絡会議が公制案の前に議論をしていかなければならぬということになっているはずなんです、これはその後何回ぐらい開かれていたのですか。

それからまた、消防職員の団結権の問題についてはいままでどういうふうな取り上げられ方をしていたのか、伺います。

○菅野政府委員 ちよつと具体的な細かい回数を覚えておりませんけれども、公務員問題連絡会議は相当の回数開いております。さらに、その下部機関としてございします局長段階のもの、あるいは課長段階のもの等々においては、さらに相当の回数開いているわけでございまして、消防の問題ももちろんその中の一つとして検討いたしているところでございます。

○篠田政府委員 公務員問題連絡会議の開催状況の回数についてお答え申し上げます。昭和四十八年九月以来、本会議が十二回、局長会議五回、課長会議は四十六回でございます。

○安井委員 その中で消防問題の論議はどれぐらいですか。

○篠田政府委員 特に消防問題だけ取り出して議論したわけではなくて、常にそれを優先するということではなくて、先ほど申し上げました交渉不調の場合の仲裁機関とか、あるいは刑罰の問題とかいうのを三本あわせてずっとやっております。

○安井委員 十二回もおやりになって、それでどんな結論になっているのですか。

○篠田政府委員 これは御承知のとおり各省庁で集まってやっておりますが、現在のところは、まだはっきりした結論は出ておりません。それぞれ中間的な問題について、いまのところもう一度洗い直して検討し、各省と協議しているという段階でございます。

○安井委員 ずいぶん回数はやっているけれども、中身はさっぱりない、そういう会議のように聞こえますが、それでは困ると思うのです。やはり中身を明確にしていくなさと思ひ、後で自治省側の意見もお聞きするわけですが、問題の局面にある自治省としても、そういうふうな態度を明確にしていくなさと思ひます。

舞台に意見を述べ、反論また反論、激しいやりとりが続いてきたということではないかと思ひます。

近頃政府の代表もILOへ出発すると聞きますが、とりわけこの消防団結権の問題についてはどのような態度で臨むおつもりなのか、これは労働省側と自治省側の両方からお答えいただきます。

○岡部説明員 この消防の団結権の問題につきましては、先生御承知のとおり非常に経緯のある問題でございます。かつて昭和二十九年に結社の自由委員会の第十二次報告というものが出されまして、その後昭和三十六年、五十四次報告というものが出たわけでございまして、この段階におきましては、日本の消防職員というのはILO八十七号条約に言う警察類似の職務である、したがってその団結権の禁止については問題はないという見解であったわけでございまして。

そこでわが国は昭和四十年に、(安井委員「長い経過は要りませんから、今度の態度だけを詰めておっしゃってください」と呼ぶ)そこで、昭和四十八年に御承知のとおり条約・勸告適用専門委員会の方から日本の消防職員についての問題が指摘されまして、そこで論議が開始されたということでございます。政府といたしましては、日本の消防職員というのは警察に含まれるという前提で八十七号条約を批准したという過去の経緯がございますので、その立場、それから過去の経緯等々、あるいは日本の消防というものの特殊性、その職務内容、歴史的経緯というふうなものを重ねてILOに対しまして説明いたしまして、その了解を得るということでも今総会にも臨もうということでございます。

○林政府委員 ただいまの労働省側の答弁で尽きているわけですが、消防をお預かりするわが消防庁当局といたしましては、従来、先生十分御承知のようにILOで論争を繰り返しているわけでございます。政府側の考え方は、わが国の実情からしてこうでなければならぬというのをさらに誠意を尽くして関係者に理解を深めるといふ態度で臨みたいと思っております。

○安井委員 その政府側の態度が問題なんですけれども、ILOの加盟国で消防に団結権を与えていない国は幾つあって、それはどこですか。  
○林政府委員 この問題はしばしば世上に大變誤解を与えているのじやないかと思うのでございしますが、結論を先に申し上げますと、二十四カ国でございします。

それで、これは内容が少しごちやごちやしてあるのですが、特別法で消防職員の団結権を否定している国というのだと四カ国になる。ところがそのほかに、公務員一般に団結権を認めていない国、それから警察職員に団結権を認めていない国、それが警察の機能とされている国、それから軍隊に団結権を禁止し、消防が軍隊の組織で行われている国、これらを全部合わせますと、ILOの加盟国のうち二十四カ国が消防職員に団結権を認めていないということございまして、そのうちの十二カ国は八十七号条約批准をした国でございします。

○安井委員 いずれにしても、日本は少数派であることには間違いないわけですよ。とにわか特別法で明確に禁止をしている、たしか私の聞いている範囲ではキプロス、ナイジェリア、スーダン、それと日本、光榮ある孤立の四カ国の一国であることには間違いないわけですよ。ですから、ILOの議論をずっと一わたり読んでみますと、日本がなぜ孤立をしてまで消防の団結権を認めないで警察と同じものか、同じものだ、こう言っているのかというのを不思議がっているというふうな感じを受けます。非常に注意深い言葉を勧告その他で書かれているわけですから、よく読んでみればそれが紙面の後ろから浮き上がっているような感じがするわけですよ。警察と消防が同じだという議論にしても、政府は今度も恐らくこの議論の蒸し返しをするのじやないかと思うのですが、いままでのILOのいろいろな機会に言っている言葉でも、同一視するというにもうありとあらゆる精力を使って、性格が違うのではないかとこのことへの反省については、もう全然一言も触れ

られていないということではないかと思ひます。もう少しじっくり腰を落ちつけて物を考えていたきたい、こう思うわけでありまして。

いろいろな強制執行権を警察は持っているし、それと同じように消防も持っているということも同一視の理由に挙げられておられるようでありまして、けれども、同じ自治体の職員には、税金の徴収とか保健衛生であるとか建築の許可、認可あるいは土地収用の場合、いずれも国の場合も自治体も同じですけれども、法律的に強権を持たせている職員はたくさんいるわけですね。しかし、それらは同時に団結権を与えています。歴史的にそうだと、こういうような言い方をしますが、なるほど警察の配下に置かれた時期も、しかも法制的に明確にされた時期もあつたことは間違ひありません。しかしいまはどうなんですか、いまは全く別なものになつてはいるわけ、昔一たん自治体消防になつた後、もう一度国家権力が及ぶような国家消防本部などという仕組みにしてみたり、都道府県消防にしてきたことなどもあつて、もうずいぶん昔の話になつてしまふけれども、私もずいぶん昔の消防組織法で市町村消防の実態があるわけでありまして、過去にそういう例があつたからといって、警察と消防とは同じものだという考え方をいづつまでも持ち続けているということに問題があるのではないかと。

あるいは消防団との関係をよく例に出されていようでありまして、なるほど消防団というボランティアの仕組みと消防署員というものが同じ仕事をしながら、一方が団結権を持つということでは他方は反発をするのではないかということもありまして、しかし、地方自治法の中で自治体の固有事務ということに消防の仕事がなつて以上、消防署が置かれればそれが本体なんですから、その仕事の一部を相変わらずボランティアの方に預けてしまつていふという姿勢そのものが問題なんで、財政的にもそういうことが

ないような明確な措置をやるのが先決なんで、それをサボつていて、消防団との間でこの問題について何かことさらにトラブルを起こさせよう、そういうような仕組みを私は理解するわけにはいかぬ。ボランティアと言へば、福祉関係の職員と福祉関係のボランティアの活動と私はよく似ているように思ふのです。一、二、政府がいままで警察と消防は同じものだという主張に対する反論といひますか、私の疑問を投げかけたわけでありまして、長官、これはどうですか。

○林政府委員 先生、この問題でここでもし御議論をいたしますと、もう延々として尽きないことになるのではないかと申すわけでございます。またそういう御議論をさしていただく機会も十分あると思ひますから詳しくは申し上げませんが、一番最初におっしゃいました強制権限というのは、これは即時強制という意味で警察と共通しており、ほかの税金や何かとは違ひ、その場で人を使う、その場で家を壊すという即時強制であるという点を言つておるつもりでございます。

あといろいろ御論点を述べたになりましたが、それなりに理論としては十分成り立つ御理論だと思ひます。それに対する反論も十分私ども持つておるわけでございますが、要は、いろいろ制度の改変その他があつたとしても、実態として警察とともにあつた時代、その後分離した時代、あるいはいろいろ改正案が議論された時代、その制度をどういうふうにするかについては幾らも議論がありまして、実態として、わが国の現状、わが国の消防の場合には、警察ないしは軍隊と同じような組織で、機動的に、しかも命令一下と申しますか、非常に効率的に動かなければならぬ事実はどうも動かしたいこととございまして、したがつて、警察に含まれるというか、団結権というものとなじまないという考え方を一貫してずっと続けておる次第でございます。ですから、今後十分御意見は申し上げ、あるいは承りたいと思ひますけれども、いまのところ従来の政府の考え方は一貫して変わっておりません。

○安井委員 私はときどき考えるのですけれども、消防にいまある階級制をやめてしまつたらどうか。訓練も要らないとか規律が要らないとか、そういうことを私は言うわけではございません。しかし、自治体のいろいろな職場でもあり得るわけなんですけれども、職制というものがきちつとしていければ、いまだと同じような規律ある消防活動が行われる可能性は十分あると思うのです。職制も全部やめてしまへば、こんな乱暴なことを私は言うわけではありませんが、消防隊なら消防隊という組織を明確にしておけば、階級制というものはなくともいいのではないかと。その階級制が職場の非民主化の原因になったり、言いたいことも言えない、あるいは給与も、その階級制に従つて決められていく。

給与の水準も、ILOでは消防職員はほかのより高いのだと政府はよく言つておられるようだが、実態を聞いてみますと、初任給はなるほど高いようですね、しかし、だんだん日がたてば、ほかの方が高くなつて消防の方が低いという数字も出てくるようになります。あるいは職場の中で泊まり込みで飯をつくれと言つたら、やはり階級の低い者がつくるといふようなことで、何かそれを民主的な雰囲気でないという言い方で総称してよろしいかと思うのですけれども、そんなようなことになつたり、あるいはまた、警察官の天下り、こういうようなものも階級的な仕組みの中であつてしまふようなことになつていふ。勤務条件についても二十四時間勤務の二部制、週七十二時間制、こういつたようなことはもうほとんどの自治体で行われていることだし、休暇をとらうとて遠慮してなかなかとれない、こういうふうな実情もずいぶん報告があるわけですよ。そのすべてが私は階級制だと言ふわけではもちろんありませんけれども、いまの私の私的な意見だといふふうには言われるかもしれませんが、その階級制の問題について、もしこれをなくしたらということでの検討というのは消防庁としてやつたことではないのですか。

○林政府委員 この階級制をなくしてしまえという御議論は初めてではなくて、始終実は伺っています。その階級制なるものが非民主的なもの、元凶であるとかいろいろな論がありまして、あるいはその中に、その階級制の持っている、もちろんどんな制度でも長所、短所がございますから、その短所をあげていけば、たとえば上の人には物が言いくいかあるいは私用やなんかも上から押しつけられると断れないとかいういわゆる階級制の持っているマイナスといえますか欠陥というものは、そういう制度上これは当然に伴うものであるかもしれません。その意味で、消防制度がどうあるべきかという検討は常に怠らずにわれわれもやっておりますのでございます。

ただ、階級制を廃止したらどうかということ自体については、それほど突っ込んだ研究はしていません。むしろ現在階級制の必要な部署、これは常識的には軍隊と警察と、そして消防というところでございませうけれども、行方職務、日常の訓練の必要、危険度、そういうようなものから考えて、やはり消防というものは軍隊、警察と同様な一貫した指揮命令系統のものになければいけないというところで、階級制になじむ一つの分野であるという考え方がどうしても頭を去らないわけでございます。

したがって、これをなくしてしまつたらどうかというようなことについては、御指摘のようにこれほど突っ込んだ研究はしておりませんし、現在これはやはり必要であるという考え方に立っております。もちろんいろいろな御意見、御示唆をいただいて、今後なお研究は続けてまいらうと思っております。

○安井委員 もう少し検討していただきたいと思っております。

そこで、消防職員の人間性の回復とか、近代的な労働者としての権利の回復とか、そういう側面を私は主として主張しているわけですが、しかし一方規律ある郷土防衛といえますか、消防精神という言葉もありますけれども、消防という

職場の特殊性といえますか、それも否定するわけにはいかぬと思っております。ですから、いまだんどん沸き上がってきている民主化といえますかそういうような動きと規律性、その接点をどこに置くかということがいま問われているのではないかと思います。ですから、私は、そういう意味では団結権と争議権とを切り離して、直ちに争議権を与えるということとじゃなしにでも、その接点の問題として、とにかく何らかの団結権、それは最初に完璧なものを要求するのは無理かもしれないけれども、そういうような何らかのものをやはりこの際与えるべきではないかという意見を相変わらず持っているわけでありまして、その点どうですか。

○林政府委員 消防職員もそれを職務として給料をもらうという一種の労働者であることは変わりございませうが、その意味では、警察あるいは自衛隊を構成する人たちも同じだと思います。それで、現在、警察、自衛隊そして消防というものは団結権以下を一切与えてない。与えてないがゆえに職場環境が悪いことが改善されなかったり、給与の低いところに甘んじさせられておつたのであれば大変問題でございませうし、その点については常に、与えてないからこそ、消防職員の場合は責任が市町村長でございませうけれども、市町村長の理解を深めていって待遇、勤務条件その他について一般の職員並み以上に気を使うようにお願いをしている次第でございませう。

ただ、いま先生のおっしゃいました人間性の回復その他のために、一つの労働組合議論と申しますか、まず団結権を与えてどうかという御示唆に對しましては、私は、同じ人間という意味では警察、軍隊と同じでございませうが、これらの職種にそういう方向で人間性を回復する契機を与えるということにはどうも御同意申しかねるわけでございます。むしろそれらを管理しておる側でそういうものを与えてないというのを特に自覚して、並み以上の待遇なり勤務条件を確保する方に努力をする、それがまた当然であろう、こういう

ふうな考え方に立っておる次第でございませう。

○安井委員 しかし現実には、全国的に消防職員の協議会のようなものが活動を始めているようにですね。組織ができて、それがさらに拡大されているという現実があるようにあります。これがいいとか悪いとか言う前に、いづれにしても現実があらわれてきているわけですよ。そのことは、私は、国会という立場からもそれから政府の立場だって無視するわけにはいかぬと思うのです。警察のそういうようなものができたとか自衛隊の中にもできたとかは、私はまだ聞いておりませんけれども、とにかく消防の中にもできつつある。それはわかりませうね。警察署というものと市役所あるいは県庁というものは全く別でありますけれども、消防署は市役所の中の一部なんです。一緒にいるわけだし、人事の交流も事務職員の中ではあるわけですからね。ですから、そういう必然性を持っていると思います。しかも、国家の公務員である消防職員の方は団結権を一応与えられて大々というわけなんです。だからそういう大きな動きが動き始めているという事態をどうとらえていませうか。

○林政府委員 そういう動きがあることは確かに事実でございませう。ただ、その動きは完全な意味の自発的なものもあるかもしれないけれども、強い外部からの働きかけで発射されている部分もまた大変あるわけでございます。

それらを全体としてとらえて、動きがあるというところは素直に受けとめなければいけません。その動きが逸脱しないようにということで、それなを注意をしておるという責任も、またわれわれにも市町村当局にもあると思っております。警察には確かにまだそういう動きがございませうが、警察はこれが市町村とは関係ございませうけれども、府県庁の中では同じ県庁舎の中に警察本部がありまして、同様の関係があると思っております。それだからといって消防にあり警察にないから、消防と警察の職務内容が違ふという扱い方が違ふべきだということには、直ちにかならない。私は、そう

いう動きがあることは謙虚に受けとめながら、その動きの今後の発展というのを注視してまいりたいと思っております。

○安井委員 長官もさっき言ったように、ここまではなかなか簡単に結論になりそうな議論ではありません。別な機会に譲りますけれども、そういう現実の動きがあるということも十分に踏まえての対応をさらに進めていただきたいことを、最後に申し上げておきます。

人事院の給費がおいでの機会、しかもこの委員会に、国会がおしまひになるまでにもう一度おいでをいただくということがないのではないかと私も思います。あるいはあるかもしれないけれども、近々人事院の給与改定の勧告というところで作業がすでに始まっているというふうに聞くわけでありませうが、この際民間賃金の調査をどういうふうに進めていくのか、従来のやり方との、恐らく同じことをおやりになるとは思ふのですけれども、急に変えればこれは不都合がたかさんでございませう。その点とか、定期昇給の見方とか官民較差が五%以下の場合はどうするとか、これは参議院でも言明がございまして、そのとおりではないかと思ふのですが、そういうようなこととか、あるいは諸手当の問題にどういうふうにお取り組みになるか、大体勧告の時期はいつごろとお考えなのか、これらをひっくるめて、ひとつこの際お聞かせいただきます。

○藤井(貞)政府委員 国会開会中でございませうので、特に所管の内閣委員会でございますので、お呼びがございませうれば、これは万障繰り合わせてお伺いするつもりでございまして、今日でおしまひというふうには私は考えておりません。

いまお話のございました給与関係の問題でございませうが、いまいろいろ問題点を具体的にお示しになつて御質問があったわけでございます。包括的に要点をつかまえて申し上げてみたいと思ひます。

給与の勧告制度というものは、これはいま先生も御指摘になりましたように、やはりこれは一つの

労働条件の問題でございまして、長年の積み重ねで来ておるわけでありまして。したがって、これについて、いろいろ具体的にそのときとときに御意見があるという事は十分われわれも拝聴いたしますけれども、それによっていろいろ基本的な態度を変えるという事は、これは私は間違いだと思つてゐます。そういう意味で、この場合でもいろいろな議論がございまして、民間の不況という様な現実の姿が出ておることは十分頭に入れておられますけれども、しかし基本的な態度というものは、これは私は変えるべきではないという姿勢をとつてまいりたいというふうに思つております。

そういう見地から、給与勧告の基本になります民間の給与の実態調査も従来と同じペースでやりたいということ、この連休明けから取りかかっております。来月の大体十六日あたりまで四十日間くらいにわたつて詳細に調査をしたい。調査の規模、範囲その他もこれは例年どおりということでございます。したがって、この調査の結果がどう出てくるかというところの結果を見ましてこれに対処してまいりたいというところは、これは例年どおりでございます。ただ、大変厳しい状況があることは事実でございます。それはやはり民間の実態調査の結果に恐らくは何かの形で明確に反映してくるというところの予想はいたしております。しかしそれはそれといたしまして、その厳密な調査結果というものを踏まえながら対処をしてまいりたいという態度は、従来どおりひとつ堅持をしてまいりたいというふうに考えております。

その場合に、いまちょっとお話がございましたが、五〇云々の問題でございますが、私はこの間も参議院でも申し上げましたが、その点については、いまこゝではつきり言明を申して、五〇以下でもやるとかやらぬとかいうようなことは、これは責任問題になりますので、軽々に申し上げません。上げませんが、しかし問題といたしましては、いわゆる公労協の関係というものがござい

す。これは同じ公務員、あるいは公務員と実質的に同じものでございまして。それについてとやかくの議論がありますが、すでにやはり出ておるという現実がございまして。

それから、だんだん本俸が上がつてまいりまして、簡単に一〇と申し上げても、これは非常に本俸が低額であった時代と違ひまして、一〇と言ってもこれが大体平均して二千円くらいになるわけです。そういう現実、あるいは官民給与の比較という方式でいままでもやっておりますので、これが何らかのかっこうで一年見送るといふことになりまして、そのこと自体はやはり公務員全体の民間比較ということからいって大変不利になるといふことのほかに、これが二年分重なるということになりますと、そのことがやはり一般の国民各位の御了承を容易に受け入れられるかどうか、そういうような点も同時に考えてみなければならぬというふうに私の意識の中にはございまして。

したがって、それらのことを総合勘案しながら毅然として、やはり中立機関としての人事院の立場というものを堅持しながらこの問題には対処していきたい、私はそういう基本的な気持ちを持っております。この席上で申し上げておきたいと思ひます。

○安井委員 時間になりましたから終わります。寒冷地手当の問題は国会の附帯決議もあつて、ほかの手当もありますけれども、とりわけその問題について、八月勧告の中にお入れになるのかどうか。

○角野政府委員 お答え申し上げますが、寒冷地手当につきましては当委員会の附帯決議もいたしておりました。その附帯決議の内容はやはり幾つかの問題を踏まえておりますが、その中には、もしこれをいろいろやりますときには、その中に法改正事項も当然のこととして含まれてまいるわけでございます。そういうことで一応目途をいたしましては、法改正という受けざらといひますか、それがあつたような時期にというように頭を置きまして、現在は夏の勧告のときにでもという

ようなことで、目途としては作業中である、こういうふうに申し上げたいと思ひます。

○安井委員 いまのお話のように、長い間の繰返し繰返しの約束事項ですからね。いろいろな内部アンバランスもあるし、四十三年以降据え置きで、この際ひとつ明確にしたい。だいたいで、これを最後に要求して、ちよつと時間が足りなくてあれなんです。これで一応終わります。

○始末委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員 昭和五十年のILO総会で公務員の労働基本権の問題が議題となつて折、政府は第七十五回国会の会期末に、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案と国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案を提出されました。法案の提出は、国際的批判に対する対策だとの批判もありましたけれども、その二法案は三回の継続審査、二回の廃案となつて今回が三度目、提出であります。いまだに成立を見ていない状態でありまして、このような実情をILOではどのように見ているかというところについて伺ひたいと思ひます。

○菅野政府委員 お答え申し上げます。

いま先生が御指摘になりましたような経過をたどつておるわけでございますが、ILOといたしましては、そういう問題について法案が提出されたことを評価をいたしておりまして、引き続き最近におきまして、そういう立場からでございます。この法案が早期に成立することを希望いたしております。

○鈴切委員 公務員制度審議会の答申の取り扱いと今後の進め方について検討するため、昭和四十八年九月二十一日の閣僚関係申し合わせにより総理府に公務員問題連絡会議を設けるとしたわけでありますけれども、今日まで公務員問題連絡会議はどのような活動を行い、そしてどのような成果をおさめたか、その経過並びに具体的な成果について御質問申し上げます。

〔委員長退席、上原委員長代理着席〕

○菅野政府委員 お答え申し上げます。

公務員問題連絡会議は公務員制度審議会の答申を受けてつくられたわけでありまして、先ほどちよつと触れましたように、当面まず運用でやれる問題と、それから具体的に改正を要する問題、さらに引き続き検討すべき問題という、大まかに申しますとその三つに分けまして、最初の運用において処理すべき問題につきましては、すでに総理府といたしましては各省庁に連絡をいたし、それぞれの省庁において、たとえば交渉の促進でございますとか、そういう点について配意をいたしてるところでございます。

次の具体的な改正を要する問題につきましては、主として三点ございまして、管理職の範囲の明確化の問題あるいは登録取り消しの効力発生時期の問題並びに登録と切り離した法人格付与の問題、これにつきましては、いま御提出申し上げておる二法案にその内容を盛りまして、御審議を賜つておるところでございまして。

さらにその他引き続き検討を要する問題といたしましては、先ほど来問題のございました消防職員の団結権の問題、その他公務員制度審議会が問題をつけかけておる問題もございまして、それにつきましては、この公務員問題連絡会議あるいはさらにその事務的なレベルの局長段階のもの、課長段階のもの、合せてまして相当の回数審議を重ねております。ただ残りの問題につきましては、なかなかむずかしい問題が含まれておりますので、現在まだ結論を見る段階には至っておりません。さらに引き続き努力をいたしたいと思ひます。

○鈴切委員 公務員問題連絡会議ですが、開店休業という状態を続けて、改善に向けての姿勢が余り示されていないという様な、巷間の伝えるところでございますけれども、それについては、どういうふうにお考えでしょうか。

○菅野政府委員 別に開店休業ではございません。先ほど申しましたように、事務的なレベルではもう相当の回数やつておりました。これからは努力をしてまいりたいと思ひます。

○鈴切委員 職員団体との交渉の実情について伺いたしますけれども、非登録職員団体との交渉、管理運営事項と勤務条件との関係など「交渉の促進を図るものとする」とされておりますけれども、交渉のルール、当局側の体制など、また職員団体との交渉状況の現状はどのようなになっておりますか。

○菅野政府委員 交渉の促進につきましては、先ほど申しました運用で十分やれる部分がたくさんあるわけでございまして、そういう旨を受けまして、そういう機構の整備なりあるいは登録団体でない団体からでも交渉の要求があるときには十分その交渉に応ずるといふようなことを、総理府としても各省にお願いをしておりますし、各省もそういう態勢に入って、交渉を進めているところでございます。

○鈴切委員 労使の関係でありますけれども、交渉状況を見ますと、トラブルの問題がございしますよね。トラブルは近ごろどういふ状況でございしますか。

○菅野政府委員 これは全般の流れでございしますけれども、従来に比べればそういうトラブルは非常に少なくなっているというふうに判断をいたしております。

○鈴切委員 「交渉が不調の場合には、適当な機関の調整等による解決方法を考えるものとする」とありますけれども、どのように考えておられますか。

○菅野政府委員 この問題は、先ほど申し上げました第三の問題で、これから引き続いて検討という大きな課題の一つでございします。いろいろむづかしい問題がございまして、もちろんいまの制度の中におきましても、行政措置の要求等におきまして、人事院の方に出されてそこでいろいろ検討されるという仕組みはあるわけでございしますが、それ以外のいろいろな問題等についてどういふものがあるべきなのか、あるのかという問題につきましては、非常にむづかしい問題だと思いますが、問題も含んでいると思いますので、これはこ

れからも勉強してまいりたいと思っております。

○鈴切委員 イギリスのホイットレー方式を考えておられるのか、あるいは公労委方式を考えておられるのか、その点について具体的な考え方はどうなっておりますか。

○菅野政府委員 先生御指摘のように、イギリスにホイットレー協議会というのがある、イギリスではかなりよく機能しておるといふふうには聞いておるわけでございしますし、そういう問題についても、私たちがどうしても勉強しなければならぬけれども、現在、そういうものとか、あるいは先生いま言われましたようなほかの問題とか、そういう問題のどれとどういふこともございせんし、また基本的にどうあるべきかということを含めまして基礎的なところで勉強しているのが現在の状態でございます。

○鈴切委員 これは、人事院総裁がおいでになつていまして、人事院総裁にお聞きする問題だと思ひますけれども、答申の中の、国家公務員の給与について勧告の基礎となる一調査等に、職員側および当局側の意見を聴く制度を設ける」とされておられますけれども、人事院はどのような処置を講じられておりますか。

○藤井(官)政府委員 この点は世界各国にいろいろな、その国によってさまざまな制度がございしますが、日本の場合には御承知のような経緯で人事院というものができ、給与に関しては人事院の勧告制度というものが設けられておるといふことでございします。そういう点から、いわゆる中立機関といたしまして従来から厳正な立場で民間企業の実態を調査いたしまして、それとの比較でもって官民較差のある場合には穴埋めをしてくださいというところで政府並びに国会をお願いを申し上げて、その制度がそれなりに定着をしてきたといふふうには私は解釈をいたしております。この点、手前みそではございせんけれども、諸外国からもこの制度の定着というものは大変評価を受けておるようでございます。アメリカ、イギリスあるいはヨーロッパ諸国あたりからも調査に見えまして、

それなりの評価をいただいておりますという実績もございします。われわれはこれでもって大変誇らしげに申し上げておるつもりではございせんけれども、制度は制度といたしましてそれなりに定着をして、それなりの評価を受けて今日まで来ておるのではないだろうかというふうに解釈をいたしております。

そういう意味からわれわれ人事院といたしましては、給与の調査に当たりましたも、十分当局側あるいは組合側の意見というものを承けてきております。毎年当局側からは、人事管理官會議あるいはその他の組織を通じて、あるいは勧告時になりますと各大臣も直接私のところにもお見えになりまして、いろいろな御意見がございします。また、それぞれの各種の組合側の御意見というものが参っております。具体的に数字をもって申し上げる資料をいま私は持ち合わせておりませんが、実は、それこそ大変な頻度でもって組合側その他の御意見も拝聴いたしており、実質的にいわれる交渉その他のかつこうでもって組合側の御意見も十分拝聴いたしておりますこととございします。

いまお話のありましたように、給与調査については組合側の意見も十分に聞けというふうなこともございしましたので、従来もやっておりますけれども、ございしますけれども、やはりその点は組織として確立をする必要があるというので、給与局に担当の参事官を置きまして、それを窓口にいたしていろいろな御意見を専門的に承っておりますというふうな仕組みも考えておるといふことでございします。

できる限りのことはやっておりますこととございします。今後とも、それらの点を十分に踏まえて努力をしてまいるといふ姿勢を貫いてまいりたい、かように考えております。

○鈴切委員 非現業職員の争議権について、答申は、禁止すべきであるとする意見と、一部を除き争議権を認めるべきであるとする意見と、すべて認めるべきであるとする意見の三論が併記されておりますけれども、連絡会議においてこの問題をどのように検討されていまいしょうか。

○菅野政府委員 ただいま先生御指摘のとおり三論が出ておるわけでございします。全面否定論、一部否定論といえますか肯定論といえますか、それと全面肯定論でございします。そこで、政府といたしましては、そういうことでもございしますので、現行法において対処してまいるのが適当であるというふうに考えております。

○鈴切委員 現行法でいくということは、いわゆる禁止したままでいくという方針を決めているということですか。

○菅野政府委員 当面は、いま申されましたような三論併記でございまして、公務員制度審議会としてどちらの方向という方向が出てくるわけではございせんので、私たちが広く勉強はしてまいりますけれども、さしあたって当面は、現行の法規によって処理をしまひるのが適当と考えるわけでございします。

○鈴切委員 消防職員の団結禁止については「ILOの審議状況に留意しつつ」とあるけれども、政府はどのように対応するつもりなんですか。

○坂説明員 消防団員の団結権の問題でございしますが、御案内のように、答申には「当面、現行制度によるものとし」ということになっておりますので、将来検討するということとまだ方向づけはされてないわけでございします。したがって、この問題につきましては、公務員問題連絡会議において検討することといたしておりますが、先ほどから御答弁がありましたように、いろいろな問題とともに検討しているわけでございまして、消防問題につきましては、さらに長期的な視野に立つて慎重に対処することとし、現在実務上の問題点等について検討を行っているところでございします。

またILOに対しましては、わが国の消防の実態、あり方という点について理解を求めよう努力している状態でございます。

○鈴切委員 以前ILOは、日本の消防は警察の範疇に入るからと言っておったのですが、その後専門家委員会は違うということを言い始めたわけ

ですね。そこで公制審の答申は、当面は現行どおりにするけれども、ILOの出方を見ながら検討をしなさいというふうに出てくるわけでありまして、この問題について、さらに前向きに何らかの検討がされたかどうか、その点については、どうなんですか。

○坂説明員 いただいたお話のようにILOの意見が変ったような点もございますが、その後政府の方でもいろいろILOの理解を求めまして、ILOの意見も、最近の状態を見ますと、まだ流動的であるようにも思われますし、また消防問題は非常に基本的な問題でございますので、技術的問題、実際上の問題、いろいろございます。そういう点につきまして慎重に検討いたしているという状況でございます。

○鈴切委員 「その他公務員等の労働関係における刑罰規定についても、今後検討を加えることを適当と考える」とありますけれども、われわれが考えるのは行政処分のみではないかという考えなんです、その点については、どうなんですか。

○菅野政府委員 その問題も、公務員制度審議会の答申を受けて公務員問題連絡会議においても種々検討を始めていますのでございますけれども、行政処分だけで足りるのかどうか、あるいは行政処分以外の刑罰法規もある程度は必要なのかどうかという問題、あるいはその法規につきましても、公務員法体系における刑罰規定の全体のバランスの問題なり、行政処分との関係なり、大変むずかしい問題がたくさんございますので、これからは勉強してまいりたいと存じます。ただいまのところ、どうこうという結論の出る段階には至っておりません。

○鈴切委員 国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案の内容についてちょっとお伺いをしてまいりたいと思うのですが、「管理職員等を定める規定を整備する」としてあります。そこで一つずつ聞いていきたいのでありますけれども、「重要な行政上の決定を行う職員」とは、公務員の場合該当する具体的な職名は何に当たりますか、また民間についてはどういうふうにお考えになっておりますでしょうか。

○菅野政府委員 これもきちっとごとういうふうにはつきりしたことはなかなか申せませんが、あえて代表的な官職を想定いたしましてお答えを申し上げますと、「重要な行政上の決定を行う職員」と申しますのは、たとえば本省でございすれば、事務次官あるいは局長というところではなからうかと思ひます。

その「行政上の決定を行う職員」なりあるいは次の「行政上の決定に参画する管理的地位にある職員」というのも、民間等においては、これもさまざまございまして、労働法の表現等においては、役員等に該当するものが多いのではないかと思います。

○鈴切委員 なぜこういうことをお聞きするかと申しますと、政府の方で恣意的に拡大解釈されまして、やはり職員というその解釈自体が非常に大きくなっておりますので、一つ一つお聞きするわけでありまして、次の「重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員」というのは、具体的にどういうことをお考えになっておりますでしょうか。

○菅野政府委員 立案をいたしております私たちがから申し上げるわけではございませんで、最終的には、国の場合には人事院等がこの条文等から人事院規則等で御決定になるわけでございますけれども、「重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員」と申しますのは、国家公務員でございまして、たとえば部長であるとか課長であるとか、あるいは局の中に置かれております審議官というの、そういうようなポストになるのではないかと申ひます。

○鈴切委員 次の「職員の任免に直接の権限を持つ監督的地位にある職員」というのは、どういうことを考えていらつしやいませうか。

○菅野政府委員 国家公務員で申し上げますれば、たとえば人事担当課長等が典型的なものではないかと思ひます。

ないかと思ひます。

○鈴切委員 「職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に接触する」と認められる監督的地位にある職員」というのは、どういうことなんですか。

○菅野政府委員 先ほど前のところで人事課長の例を挙げましたので、その系列で申し上げますと、たとえば人事課の課長補佐あるいは人事の係長という人がそれに当たると思ひます。

○鈴切委員 たとえば服務係長とか会計係長とか、そういうのは入らないわけですか。

○菅野政府委員 職名だけでははつきりしませんけれども、いま言われました服務係長等は、多分入ると思ひます。

○鈴切委員 会計係長は入りませんか。

○菅野政府委員 これも職務内容によりましてけれども、入るものが多いのではないかと申ひます。

○鈴切委員 職務内容によつて入るとか入らないというところでございまして、その職務内容の具体的な内容は、どんなものをお考えでございませうか。

○菅野政府委員 それは先ほど先生もお読み上げになりました抽象的な事項から申しまして、勤務条件、いろいろな給与とか勤務とかたくさんありますが、そういう勤務条件に、職員団体と当局と、いろいろ交渉する場合に、当局側の計画なり方針なりあるいは機密というものを十分知つておられまして、そしてそういうためにそういう仕事の義務と責任が、今度は一方の交渉の相手方でございまして職員団体の構成員の誠意と責任にはなじまないという、そういうような仕事を持っています者でございまして、名前がそういうことでありまして、先ほど申しましたようなことに触れない、あるいは大変書記的なことが多いというようなポストについては当てはまらないというふうに思ひます。

○鈴切委員 この法案は過去二回提案されているわけでありまして、今回三回目の提案と過去二回の提案との内容の中で一部内容が変わつてゐる点がございまして、先ほど私が読み上げたうちで、「そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に接触する」と認められる」という部分が今回新たに追加されたわけでありまして、それはどういうわけであつたのでしょうか。

○菅野政府委員 先生御指摘のように前二回はなかつた表現でございまして、これはそれによりまして特別その範囲を広くするとか狭くするとかいうものではございまして、労働組合法等におきまして詳細な規定が設けられておりましたので、労働組合法に準じてつくれという公務員制度審議会の御答申でございまして、それに沿つてやつたわけでございますが、その部分については、労働組合法の方がかなりはつきり正確に申しますか、詳細にと申しますか、そういう表現をしておりまして、前二回の案ではそこまで至つておらなかつたものでございまして、一層正確を期すという意味におきましてそういう条文といひますか、表現をつけ加えただけでございまして。

○鈴切委員 「その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員」とは、国家公務員の場合、地方公務員の場合、該当する具体的な職名はどのようにお考えでございませうか。

○菅野政府委員 国家公務員で申しますと、先ほど系列的に人事課のものを申しましたけれども、人事係長の下にありまして人事の仕事はかなり恒常的に、かつ先ほど申しましたような抽象的なものを含めましてやつてゐる職員、いわゆる人事係員、あるいは国家公務員でございまして、秘書なども当たるかもしれません。それから地方公務員でございまして、人事担当の主事というのが当たるのではないかと申ひます。人事係員と申しましても、きわめて書記的なことをやつてゐるにすぎ

ない者は該当しないというふうに思います。

○鈴切委員 問題は、その「当局の立場に立つて」というのが非常に広義に解釈される可能性があるわけでありませうけれども、そういう意味からいいますと、その「当局の立場に立つて」という部分は削除すべきじゃないかと思うのですけれども、その点については、どうお考えでしょうか。

○菅野政府委員 それは労働組合法に準じた規定を整備しろという御趣旨で、労働組合法を拝見いたしますときには、労働組合法の二条におきましては、「その他使用者の利益を代表する者」というふうに書いてあるわけでございます。公務員法におきましては、「使用者の利益」というふうなことをとらえて書けませんので、「職員団体との関係において当局の立場に立つて」と規定したものでございまして、具体的な例は先ほど申し上げたようなものでございまして、これは決して広く解釈すべきものでもございませうし、私たちは、毛頭そういうふうには思っておりません。

○鈴切委員 これは適当であるかどうか知りませんが、たとえは通常的に当局を代表すべき職務を遂行する職員と言ってもよいのではないかと、当局の立場」ということは、当局側にしてみるならば、非常に広義に解釈をするおそれが多分にあるというよりは懸念があるわけですが、この点については、どういうふうにお考えでしょうか。

○菅野政府委員 先ほど申し上げましたような趣旨でございまして、そういう解釈は許されないう、広く解釈するのは許されないうと思ひます。それから恒常的にという先生の御指摘でございますけれども、もちろんそういう趣旨でござい

○鈴切委員 公制審の答申でも、「管理職員等の区分については、労働組合法第二条の規定に準じて、その規定を整備するものとする」と述べているけれども、そうすれば、結果として管理職員等の範囲は現在より狭くなる、そのように受け取ってよいのか。そうでなければ、規定だけを変える

というのでは余り意味がないので、その点についての考え方を伺いたいと思ひます。

○菅野政府委員 これは先ほど来お答えを申し上げておりますけれども、公務員制度審議会の御答申は、現在の国家公務員法なり地方公務員法といふものは、管理、監督の地位にある者あるいは機密の事務を取り扱う者というふうに変遷を遂げたものでございまして、恣意的に広く解釈をされるおそれがなきにしろあらずというふうなことを中心にして、労働組合法にはもう少しはつきり書いてあるんだから、それに準じて規定の整備をするという御趣旨でございまして、今回は、その趣旨にとりまして改正案を御提案申し上げておるところでございまして、これによりまして管理職の範囲に対する考え方が従来より広がったり狭くなったりするという性質のものではござい

○鈴切委員 本来、組合員の範囲をどのようにするかはすべて団結権、自主性の問題であり、労働組合が自主的に決定すべきものではないかと思ひます。それを、たとえ若干管理職員等の範囲が減らされようと、第三者機関の決定に任す方式を存続させるというところは、団結権に対する制約を意味するものではないかと思ひます。かと思ひますけれども、団結権尊重のたてまえに立つ限り労働組合の自主決定を承認すべきでなかつたかと私は思ひますが、その点については、どうお考えでしょうか。

○菅野政府委員 その点につきましては、民間の労働組合であってもそうだと思いますけれども、本来、使用者、国家公務員法で申しますと管理職でございまして、そういう者とそれ以外の者が一緒に組合をつくっては、そもそもの趣旨があるいはそういう制度の趣旨に反するのだということと管理職の範囲が定まるわけでございます。そういう法の趣旨から申しますと、客観的にそういう線が出てくるという性格のものでございまして、それは自主的に交渉で決めるという性格のものではないと考へております。国家公務員の場合

には、おのずから出てくる線ではございませうけれども、それを第三者機関であります人事院が規則によって明らかにしていくというのが法のたてまえであるわけではございませう。

○鈴切委員 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律によって団体が法人格を取得すれば、現実にはどのような利便を受けられるのでしょうか。

○菅野政府委員 法人になり得るわけではございませうので、法人になったというところにおける利便でございませう。もちろん、当該団体の名において財産を持つとか、維持運用をすることができるといふ経済的な取引の主体となるのが第一だと思ひます。そのほかにも、現在のいろいろな法律によつて、今度もそういうふうな予定をいたしておりませうけれども、固定資産税とか法人税とか所得税といふものについて非課税の特例が認められることにならうかと思ひます。

○鈴切委員 昭和五十二年度における職員団体の登録状況はどのようになつておりましたか、国家公務員と地方公務員、国家公務員の方は恐らく人事院でございまして、地方公務員の方は自治省になつておられると思ひますが、具体的に伺ひたいわけでありませう。

登録職員団体の総数はどれだけであり、組織人員はどれだけであり、組織率はどういふふうになつておるか、順次お答え願ひたいと思ひます。

○金井政府委員 昭和五十二年三月三十一日現在の登録職員団体の総数でございませうけれども、人事院所管分は千九百八十四団体でございませう。その組織人員は二十六万一千六百七十七人、組織率は六三・二％でございませう。なお、この組織率は警察職員等の団結権が認められていない職員と管理職員等を除きました一般職職員の在職者数に対する比率でございませう。それから登録職員団体の中には、管理職員等で組織する団体はいまのところございませう。

法人格の問題は、後でお答えをさせていただきますと思ひます。

○坂説明員 地方公務員関係でございませうが、われわれの方では教職員の方は承知してございませうので、それを除きまして全職員団体数が三千百一でございませう。そのうち登録職員団体数が二千七百七十七、職員数で申しますと全体が百七十五万五千八百五十二人、そのうち組織人員が百二十一万四千八百六十九人、組織率が六九・二％となつております。

○鈴切委員 連合団体というのは現にかなり存在しているように思ひますけれども、この法案により法人格を取得する団体と取得しない団体とは、その存立及び活動について今後何か差別を受けることになるのでしょうか。その点については、どうお考えでしょうか。

○菅野政府委員 先ほど法人格をとるとどういふ利便があるかというお答えをいたしましたけれども、それ以外の組合の本質的な活動でございませう、組合の存立あるいは交渉その他の組合活動といふものは、何ら差異がございませう。

○鈴切委員 この法案で認証の手続、要件等かなり詳細な規定を設けておられるわけでありませうけれども、その運用によつては、職員団体等の運営に対する介入を生むおそれはないかという非常に素朴な疑問がございませうが、その点については、どうお考えでしょうか。

○菅野政府委員 いまのお尋ねでございませうけれども、これは法律案の趣旨でもございませうし、そういうことは毛頭考へておらないというのをお答えでございませう。

○鈴切委員 第六条の「認証の拒否」というところでございますが、「認証機関は、規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき」とありませうけれども、行政解決、裁判の判例にゆだねるといふ問題ははないか。むしろこの部分はなくともいいんじゃないかと思ひますが、その点については、どういふお考えでしょうか。

○菅野政府委員 いま御指摘の「認証の拒否」のことではございませうけれども、そこに書いてございませうに、理由をいたしましては、法令の規定

に違反するような事項が記載されているとき等でございます。これは基本的なことでございます。まして、法人格を付与し、法人になって法人活動をされるのに適当でないという趣旨から、他の法令等も参考にいたしまして、そういう規定を設けたわけでございます。

○鈴切委員 「法令の規定に違反する事項」というのは、労働組合の団結あるいは自治、自主性を侵害する可能性があるのじゃないかと言われるのですけれども、その点については、どうお考えでしょうか。

○菅野政府委員 この法人格を付与するかしないかということは、先ほどもお答え申し上げましたように、労働組合の本来の活動には一切タッチしないと思っております。それによってプラスなりマイナスされたりするわけではございませんので、この法律によって法人格を取らない場合でも、本来的な組合活動に何ら変化があるわけではございません。

そこで、認証拒否の理由としてそういうものが掲げられておりますのは、法人としての最低の機能と申しますか、法人になりますと、第三者に対する取引のこともございますので、最低のものが必要だということで掲げたわけでございます。決して組合本来の活動等について制限が加わるというようないふものはございません。

○鈴切委員 同じく第六条に、「その取消しの効力が生じた日から三年を経過しないものである」とは、と書いてありますけれども、三年というのはあるいはちょっと長いような感じがするのですが、これについては、どうして三年というふうな年月が規定されたのですか。

○菅野政府委員 お答え申し上げます。

先ほど来お答え申し上げておりますように、これによって法人格が与えられますと、経済取引の主体としていろいろな活動があるわけでございます。そして、それはこの法人の利便にもなりますけれども、その場合には取引の相手方としての第三者も出てまいるわけでございます。そこでその第三者

の立場もございまして。この問題だけではなく、第三者を保護しなければならぬという立場も法人格を付与する場合に一般的にあるわけでございます。そういう観点からまいりますと、法人格の付与というのがある程度慎重さを要するのは言うまでもないわけでございます。

そこで、たとえば民法で定められるような一般の法人でございまして、そういうことを十分考えた上で許可とか認可とかいう形で法人格が与えられるわけでございますけれども、本法案がとっておりますのは、そういう許認可的な色彩ではあり

ませんで、こういう最低の条件がそろえば必ず認証するという立場でございますので、いわば準則主義と申しますか、そういうことでございまして、

そこで、ある程度は慎重な配慮も必要なわけでございますが、いま言われました三年間はもう少し短くてもいいのではないかと、いろいろお話を聞かれていますけれども、第三者の立場を考慮するといふことでございまして、新しいものが法人としてふさわしいものであるかどうかというところの判断をする期間が、ある程度必要であるといふふうに考えます。そこで、いろいろな法令等も参考にいたしましたけれども、三年が適当であるというふうに判断をいたしております。

○鈴切委員 行政行為を取り消されたとき、一般にはどのくらいで復活をしているかという点について御答弁願いたい。

それから、また、公務員の労働組合等においては、この問題についてかなり短縮してくれという考え方を強く言われているわけでありまして、いままでもその方との折衝等がいろいろあったと思うのですが、労働組合としては、大体どれくらいのことを言っておられるのでしょうか。

○菅野政府委員 お答え申し上げます。

登録その他そういうものの取り消しの期間等につきましても、いろいろな法律にいろいろなことが書いてあります。あるいは資格等の場合でもそうでございます。五年のものもございまして、

ば、三年のものもございまして、ものによって二年のものもございまして、先ほど申し上げましたような趣旨から申して、三年が適当であるというふうに判断しております。

先生お尋ねの第二の、もっと期間を短くするよう職員組合の方からそういう希望はないのかというお話でございますけれども、私たちのところでも、先生の言われましたようなことと同じ趣旨だと思いますが、もう少し短くしていいのではないかと、この意見も聞かされたことがござい

ます。

○鈴切委員 第八条の「認証の取消し」の三ですけれども、「規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなつたとき（団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反復することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的として認められなくなつたときを含む）」というふうにありますが、これについては、だれが判断をするのでしょうか。

○菅野政府委員 だれが判断をするかという最後の問題でございますが、これは認証機関が判断をするわけでございます。

○鈴切委員 それでは「逸脱する行為等」とは、どこを基準に判断をするかと考えておられるのでしょうか。

○菅野政府委員 これはどこということよりも、全般的な判断でございますが、もはやそういう規約に定めるような構成員の勤務条件の維持改善を図るようなことを目的としておられない、たとえばその団体がもっぱら福利共済事業をやるとかいうようなことになりまして、もはや構成員の勤務条件の維持改善を図る団体ではないと思われまうので、そういうことが客観的に明白になりますれば、認証機関における認定があるのだというふうに思っています。

○鈴切委員 ここに「反復」ということがありますが、これもこの「反復」というのは、何回をお考えになっておりますか。

○菅野政府委員 これは具体的にどれだけやれば「反復」だということにはならない、そのケースにおきまして全体的な判断ということになるかと、思います。

○鈴切委員 全体的な判断ということは非常にあいまいであり、言うならば恣意的な判断によってこれを判断されやすいわけでありまして、そのい

いわけゆる歯どめというものをどういうふうにお考えでしょうか。

○菅野政府委員 これは字句が「反復」と書いてございまして、何回も何回もやるといふことでございまして、まあ一回やっただけとか、非常に間を置いてもう一回繰り返したということではないと思っております。そこら辺の判断は第三者機関でございまして、認証機関が十分に客観的に、公正に判断されるものと期待をいたしております。

○鈴切委員 構成員の勤務条件の項ですが、行政府の判断で恣意的に判断されることはないのかという問題と、その判定基準と取り消しの基準はどのように考えられているか。実はその基準の明示がないわけでありまして、法律執行の基準はやはり明確にすべきではないかというふうに言われているわけですが、その点については、どのようにお考えでしょうか。

○菅野政府委員 そちらは慎重にやらなければいかぬわけでございます。法律にも書いてございまして、団体に全くな変質をしてしまった場合、そういうものが当たるといふふうに考えております。

○鈴切委員 第十条「報告、協力等」というところで、「認証機関は、職員団体等に対し、当該職員団体等に係るこの法律の規定に基づく事務に必要の限度において、報告又は資料の提出を求めることができる」とありますけれども、この規定の乱用によって労働組合の運営、活動に不法な介入あるいは干渉を招くおそれがあるのではないかと、このように言われているわけですが、その点についてのお考えをお伺いします。

○菅野政府委員 第十条の規定は、そこにも書いて

てございませうに「必要限度において、」あるいは「必要があると認めるときは、」というところでございまして、その限りにおいて最小限の報告なり資料の提出を求めることができるという趣旨でございまして、これがその必要限度を超えるようなことになりまして、組合に介入とかあるいはそういうふうなおそれがあるような措置は、この法律の予定するところでもございせんし、そういう運用の仕方は絶対にないというふうに思っています。

○鈴切委員 第八十回国会の内閣委員会においても論議されたわけでありませうけれども、ILO九十八号条約第六条の英文、仏文の原本は「行政を担当する公務員は同条約の適用を除外する」としてありますけれども、国会で批准された日本文では単に「公務員」と訳されたが、形の上ではすべての公務員が除外されることになって、公共性を理由に労働三権を奪う十分な理由のない公務員からもこれを奪っているという指摘されておりますが、この関連から、国家公務員法第八八条の五第二項は九十八号条約第六条違反であり、憲法第九十八条違反であると言われているけれども、政府はどのようにお考えになっておられますか。

○菅野政府委員 お答え申し上げます。  
いま先生御指摘の九十八号条約の六条でございませうけれども、これはその条約の審議の過程から見まして、いわゆる勤務条件が法令によって保障されているという国家公務員あるいは地方公務員、そういう者につきましては条約に違反をしない。要するに法律という、国家の最高機関でございませう国会等において十分審議をされて勤務条件というものが法定をされ、そういう法定のもとにおける勤務条件というのを享有しているところの国家公務員あるいは地方公務員、そういう非現業の者でございませうが、そういう者については違反ではないというふうに、従来の審議の経過から見ても思っております。

もちろん「公務員」というふうに、何といひますか、裸でその条約がされたことではない。

な疑義がありますけれども、いま言ったような趣旨でございませうし、それから勤務条件等が団体交渉等に任されている、たとえば現業の職員、これは公務員でありましてこの中に入っていないという解釈に立っているわけでもございまして、御指摘の非現業の者については、そういう違反の問題はないというふうに存じております。

○鈴切委員 きょうはこれから本会議でありますので、最後にお伺いしますが、ILO六十四回総会が六月七日から二十八日までジュネーブで行われ、公務員労働関係の基本問題について第二次の討議がなされ、公務員条約が採択される予定というふう聞いておりますけれども、この会議に臨まれる政府の基本的な態度というのは、どうお考えでしょうか。

○篠田政府委員 お答え申し上げます。  
ただいま先生御指摘のとおり、この六月の第六十四回ILO総会におきまして、公務員における団結権の保護、雇用条件決定手続に関する条約案、これに若干の勧告が付随されておりますが、これが今回第二次討議を経て、何らかの国際文書、条約の形になるかあるいは勧告の形になるか、勧告つき条約の形になるか、これからの討議に任せるところでございませうが、いずれにしろ採択されるものと思っております。

わが国といたしましては、昨年の第一次討議の際にも主張してきたところでもございませうけれども、公務員の地位の特殊性あるいはその職務の公平、公共性、それから特に大事なことは、各国の公務員制度がその政治、経済形態によって非常に違っている、そういう多様性を考慮して、できるだけ多くの国がやはりこの文書を受け入れるように、広く各国に適用されるような弾力的な内容を持った勧告にするようというところで主張してきておりました。

今回の第二次討議の際に準備されているものは、昨年の第一次討議の議論の結論が一応たたき台となつておるわけでもございませうが、これを見ますと、昨年の討議を経てかなり弾力的な内容に

なつておるものと考えておりますけれども、なおわが国の公務員制度等々、その他から見ても、若干の検討すべき問題も残っておりますし、わが方にも若干の問題点が残っておりますので、広く各国に受け入れられるような文書になるように、関係省庁と十分協議しながら、今後に対処していきたい、こういう態度でございませう。

○鈴切委員 時間になりましたので、質問を終わります。

○上原委員長代理 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩  
午後一時三十分再開

午後一時三十分再開  
○始開委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。受田新吉君。

○受田委員 この二つの法案、提案されてから相當日時がたつておるわけでもございませうが、私けからほかの議員の質問を半分ぐらい聞いておりますから、なるべく重複するところを避けて質問させていただきます。

国家公務員法なる法律が二十二年にございまして三十年の経験を経たのでございませうが、この国家公務員法はいまや国民の中にも、また公務員の諸君にも十分定着した法律として存在しておると判断されるかどうか、お答え願いたいのです。

○藤井(員)政府委員 成立の経緯その他については、受田先生もよく御承知のように、全然問題なしとはいいたしません。が、この法律の精神なり趣旨なり、また規定の内容なりというものは、三十年を経過いたしました、それなりに国民各層に評価され、また定着をしておるのではないかとはいふに私自体も考えておるわけでもございませう。

○受田委員 国家公務員法が成立しました昭和二十二年十月、当時この法案は決算委員会に付議されたわけですが、当時、私、この法案と取っ組んだ一人でもございまして、三十年有余を経た今日、この法案に対して感慨無量なものであるわけで、この各条章にわたつて、私には感慨があるわけなんです。

そこで、もう一つ問題は、昭和二十四年にできた労働組合法との関係が今改正のポイントになつておるわけですね。そうですね。お答え願います。

○菅野政府委員 管理職の範囲等につきまして、労働組合法の規定に準じてもう少し正確にと申しますか、詳しく規定すべきであるということと労働組合法、特に二条の関係等が問題になっております。

○受田委員 その国家公務員法と労働組合法二条との関係がここにあらわれてきておるのです。その中に抵触という言葉がありまして、「抵」は国家公務員法に漢字で書いてあり、労働組合法には「てい」とひらがなで書いてあるのです。この扱いをどうなさいますか。

○菅野政府委員 ちょっとつまびらかにいたしませんけれども、当時の当用漢字その他、そのときそのときでや動いているものもございませうが、あるいはそういう関係かとも思いますが、ちょっといま私自身は詳細には存じません。

○受田委員 だれか補助説明をしてください。

○藤井(員)政府委員 先生独特の、大変こちら政府委員としてはきくこととするようなことをときどきおっしゃるわけなんです、この点はいま人事局長も申し上げましたとおり、当用漢字等ができました際には、全部の法案をそのときに書きかえたというものが恐らくあるべき姿かとも思いますが、それにはやはり事務的、時間的その他いろいろ問題がございまして、表現の方法その他もございませうのですから、とてもそこまでできない。したがって、法案の改正等がございませう際には、その関係のものを手直しをするという手続でもって恐らく法制局あたりはやってきているのではないかとはいふに考えます。

そういう意味で、内容自体、また言葉の内包す

の意味自体は同じでございまして、表現の方法自体が変わつておる、また訂正の時期がないためにおくれているところがあるのではないかと考えております。いまの御指摘の点もまさしくそれではないかというふうに考えます。

○受田委員 きょう私、通告はしてないから、法制局を呼んでほしいところですが、時間の関係でありますが、私からもこの委員会でも何回か、法律の文章の改正をすべきことを提案しております。

これは十年も二十年も前から提案してあります。もう明治時代に出たかたかなで、恩給法などもその最たるものでございますが、それがいまごろひらがなにして、最近では両生動物のような文章が恩給法にも出ておるわけです。

そして、できるだけ難解な文字は平易な文字に変えるという精神も生きて今日に来ておるわけですが、私、たとえば「抵」の字を一つ取り上げましたけれども、これは明らかに、この両方の法案をひつづけた改正案を出そうとすると、すぐひつづかる問題になってくるのです。したがって、この法案の改正の時点ですぐ出てきたわけですが、公務員法と労働組合法のひつづいた法案が出てきたのですから、労働組合法の「てい」というひらがなと国家公務員法の漢字との調整などは、改正の時点で当然処理してしかるべきものと私は思うのでございますが、総務長官の御見解を伺います。

○稲村国務大臣 御指摘の点につきましては、法制局の指示に従つてやっております、こういうふうな考えでおります。

○受田委員 これは長官、閣議に提案されて、もうすぐ——ちょうどあなたの担当の法案で早速「抵」の字が出てきたのです。いいチャンスですからね。労働組合法にひらがなで「てい」と書いてある、こちらには漢字が用いてある。しかし国民の中に、当用漢字、常用漢字というものもいまは整理されて、国語研究所、文部省などでもそういうものをだんだんと整理して、なるべく国民の理解しやすい、そしてなるべく複雑にならないような配慮をしておる最中ですから、そのことは法律

の文章にもすぐ影響しなければならぬのです。いつまでもほうっておく問題ではない。この問題をまず提起しておきます。

それから、きょうは国鉄の橋高さんが来ておられるので、あなたのおいでに對して質問をしたいが、国鉄は御用におありだということですから、あなたが早く帰つていただくために異例の優遇措置を講じて、いまから質問させてもらいます。

公共企業体の職員それから国家公務員——国家公務員法の適用を受ける国家公務員と公労法の適用を受ける国家公務員というのもあるし、それから公共企業体の職員は、大体よく似た公務性を持っておりながらも別の法律の適用を受けておるわけですが、しかし、国家国民に對する奉仕者としての立場は同じだと思ふのです。公共企業体の職員といえども国民全体の奉仕者であることに對しては間違いないと思ふますが、橋高常務理事、御答弁を願ひたいのです。

○橋高説明員 御指摘のとおり、かつては鉄道省として国有鉄道を経営しておりました。それから二十四年に御案内のような経緯を経まして公共企業体になっておりますけれども、これは国鉄の経営を能率的にやらせるためにどういう仕組みがいかというところで現在の公共企業体になったわけでありまして、基本理念においては御指摘のとおりであると思ひますし、また公労法の中にいるいろな点で公務員とみなされる規定もございす。そういう意味では、まさしく御指摘のように考えております。

○受田委員 橋高常務理事は大変おなつかしいお方で、私の郷里の山口のお隣の広島でもいらつしやるし、往年思い出になるいろな問題を御記憶いただいておりますが、いまお話しするような国家公務員としての立場であった者が公共企業体に移行したわけなので、その精神において同じだということ。パブリックサーバントとして同じ。その国鉄の皆さんが法律を犯して違法なことをやって国民を敵にしていることについての感懷をお述べ願ひたいのです。

○橋高説明員 先生から御指摘を受けるまでもなく、私も経営者の端くれとして大変に残念に思つております。

○受田委員 ことに例をとりませんが、不況下において一般の民間の賃金なども鉄鋼を初めとして非常に低水準に甘んじている時点です。そういう時点において、公務員に對する配慮が鉄鋼への回答よりもっと高い水準に行つてゐることは御存じのとおり。その事実を前提にしたときに、国民の迷惑を顧みず汽車をとめ、自動車をとめて、危篤状態にある肉親にもあやうにしないようにして、そしてこのとうとうといふ人生、親子の間に不幸があつたときにそれに到達することができないような状況を放置してゐる。特に三回にわたる違法スト、最後の四月二十五、六日などは連日これをやってゐる。

そのために、海外から日本を訪問した海外日系人大会出席者が、久しぶりに、何十年ぶりに日本へ来て、何とあさましいお国かと嘆いてゐる声を私はじかに何人からも聞いたのです。今月、五月十一日、海軍会館における海外日系人大会、常陸宮御夫妻が出席され、総理、外務大臣のあいさつもあつて、私はそのとき議長を務めた男でございすが、日本の国に桜の咲いた時分にわれわれは来たいのに、桜の咲くときをねらつて国鉄はストをやると、早々来た人は桜を見られたが、残念だがわれわれはそれを避けてきたために桜を見ることができなかったと言ふ。この海外における日系人にとり、日本国のこの公共企業体の違法ストに對して大変な嘆きを与えておるわけです。それを平然と見逃して、違法ストに對する処分の実態を見ると、まことに当局はなまぬるい措置である。国民を敵にしたという違法スト、去年とおとしの処分を見ましても、去年はついに解雇者の一人もないようなこと。免職もなし。停職が百七十五人、減給八百九十九、そして戒告二千三百二十四、その次の訓告等々、ほとんど本人の将来に影響のないような形ばかりのものへは九万八千、十万人近い者を持つていつてゐる。

これだけ国民に迷惑をかけ、そして赤字をつくつて、国民から見ても嘆かわしい。せめて国鉄においては、ここに勤務する職員が精勵働して国民に奉仕し、赤字を解消するために努力をする、そうしたたてまえでがんばらなければならぬのが、この不況下においてなお国民を敵にしたストをやるといふことに對して、処分というものが余りにもなまぬるい。公労法第十八条の規定を知つておるのかどうかという感じを持つようなあり方でございますが、橋高先生、総裁にかわり、無責任でなくて責任のある答弁、いかげんに逃げ回る答弁でなくして、総裁をこゝへ呼んで答弁を求めるところをあえて橋高さんに甘んじた、この私の気持ちにこたえるようにひとつ御答弁願ひたい。

○橋高説明員 まことに厳しい御批判でございますが、この処分の問題につきましては公労法十八條で、正常な業務を阻害した者は「解雇されるものとす」とございす。しかし全員首を切りますと、列車が直ちに止まつてしまふというやうなことで、現実には解雇をいたしませんのは機関責任者に限りまして、あとは国鉄法の規定で懲戒処分としての懲戒免職とかあるいは停職、減給、戒告という措置をとつておるわけでございます。

公労法で禁止されながら、現実には違法なストライキが今日までしばしば行われておることに對しまして、私も御指摘のとおり大変厳しい姿勢で今日まで——今日までと言つて若干問題はありますが、数年前まで当たつてきたわけでありまして、一般参加者についてもかつては戒告という処分をいたしました。十三万人も戒告者を出したといふやうなこともございしましたが、こういうふうなやつてまいりまして、現在集計いたしてみますと、処分者だけで九十二万人、これは延べでございますが九十二万人でございます。

こうなりますと、全員が処分を受けるというやうな状況になつてまいりまして、これは労働政策として果たしていいのかどうかという問題は、職場管理あるいは労務管理をする上で必ずしもプラスの面ばかりではない。はてさてどう

したものと、たまたまという観点から、実は先生の御指摘のような国民に対する立場での考え方と、またもう一つは、総合的に国鉄の経営をどうしたらよくするかという立場からいろいろと考へておられるわけですが、実は例のマル生闘争の後の締めくくりといたしまして、処分問題については若干、正直に申しまして段落としをしてきた。つまり、かつて戒告であったものを訓告にするとかあるいは訓告以下の嚴重注意処分にするとか、そういうことで今日に至っております。この点は確かに最近先生の御指摘を受けるまでもなく各所において問題になっておりました、私もその問題を含めて今後どうやっていくのかというものは、国鉄の労務上の大きな問題としていま受けとめております。

同時にまた、この問題は公企体全般を通ずる問題でございます。先生御存じのとおり国鉄のほか電電、専売あるいは郵政それからアル専とか印刷とか五現業がございます。それに共通の問題でございますので、いろいろな国民のサイドからのもい先生おっしゃったような厳しい御批判を私もいただきます。その宿題をいただいておりますので、今後どうしていったらいいの、私も公経協と申しておりますが、公労協に対する意味で経営者側の仕組みがございまして、公経協という場ではないといふと、いまだ勉強をしておるような状況でございます。

○受田委員 これは現に公企体等基本問題会議ですがが内閣にあって、そこでも研究している。この間中間的な意見の開陳もあったようですが、私は、答申に応じて民営に移した方がいい。むしろこの際、こういう無責任な、内容的には国家公務員としての性格を持っているものをこれだけ野方図にするなら民営に移した方がいいというように感じさせるのですが、いかがですか。

○橋高説明員 確かに民営に移すのも一つの考え方であらうかと思いますが、民営に移す場合には具体的に全国一本のいまのまま民営に移せるかという、なかなかそれはむずかしいかろうと思

ますし、また分割するとすればどの程度に分割するのか。これは一般の私鉄のように簡単にいかなる面がございまして、本州の場合、北は青森から島国は島国なりに完結しておる面もありますけれども、これもやはりいろいろなルート、トンネルなりあるいは連絡船などを通じて全国一体の輸送を形成いたしておりますので、それをどこでどう切っても輸送技術的にならざるを得ない問題がある。すので、民営も一つの案であるがなかなかむずかしいなという感じがいたしておりますのであります。

○受田委員 国鉄の処分が昨年などは一人もいない。つまり解雇される公労法十八条の適用者が一人もおられぬ。あれだけの国民を敵に回し、あれだけの駅で国民を泣かせて、なお解雇者が一人もおられぬというのなら、これは一体何をしておられるのですか。これは何のために公労法十八条があるのですか。公労法十八条をいかに心得ておられるか。当然、こういう大問題を起し、国民を敵に回してやったときに解雇者が一人もおられぬなどというのはいくら得ぬことでもないですか。

○橋高説明員 御指摘のとおり、昨年解雇者がゼロでございます。従来の処分では必ず解雇者を、多いときには五十名くらい出したことがございます。考え方をしましては、あれだけ国民に御迷惑をかけたことでありますから解雇者が出るのが当然であります。もう一点考慮の中に入っておりますのは、従来に比べて違法なストライキがどの程度軽減したかということも私も私どもとしては考慮の中に入れてざるを得ない。実は、スト権ストが行われなかった以降に、毎々春闘があつたわけでありましたけれども、五十一年春闘から五十二年春闘までの一年間はストライキがないという、これは十数年ぶりのことでございまして、大変国鉄の労務関係もよくなったという感じで国民に喜ばれて、おほめをいただいたこともあるわけでございます。

三九%というふうに低下してまいりました。おおよそ違法なストというのは許れないことでありますけれども、まあまあ現実には違法ストが行われていた状況の中では非常な改善があつたわけでございます。私も、私ども処分をいたす場合には、通常闘争の目的、規模、態様、影響等を総合的に判断して処置いたしておりますわけですが、そういうふううに従来非常に問題のあつた、ストライキが無秩序に頻りに行われるという状況からかなり脱してきて、将来秩序立ったものになってきそうだと、行く末はほとんどゼロに近い状態に持っていけるのではないかと、そういう期待が持たれておりました。そして、そういう期待を込めて処分を考えたというのが一つ。

同時にまた、先生御存じのように現在まで七百三十五名も解雇をやつてまいりました。機関責任者——機関責任者と申しますのは、中央執行委員とか地方本部の執行委員とか、そういう指令を発する側の人間というものは、全くと言っては言い過ぎであります。それがほとんど首がないような状態になっておる。それから同時にまた、これも例のILO条約の関連で公労法の四三三項が改正された際に、あわせて在籍専従制度も改正されました。従来は在籍専従制度が無制限に認められておつたのが当初の原案では三年、それが途中改正案が出まして五年というところで在籍専従制度が認められておるわけでありましたけれども、現在の組合関係役員というものはほぼプロ化してしましまして、実際はみんな五年以上を過ぎてしましましてそれ以上でできませんから、離職いたしてしまつたわけでありまして。

○委員長退席、村田委員長代理着席  
そういうこともございまして、首を七百三十五人も切つたということと在籍専従制度が五年で打ち切られる、労働組合の幹部のほとんどがプロ化してきつたという状況の中で、対象もほとんどなくなつてきたという面から、昨年度解雇者ゼロという状況になつたわけでありまして。  
○受田委員 昨年の違法ストと今年の違法ストを

比較して、特に本年は一般国民が不況の中であえておるときに、そしてこの不況の中でなおために国法に従つて国民生活をやるという風潮が起つておるときに、国法を犯してストライキをやる、国民も非常に自衛し、その他の勤務者でもまことに哀れな、民間のストを打つていいような者でさえも遠慮してやっておるときに、国家公務員と同じ性格を持つ公共企業体の職員が平然と国民を敵にしてストをやるという、この国民が真実を求めるときに、これを敵に回すような存在に對しては、これこそ厳しくやるべきです。大体プロ化して、ILOの關係もあつて、五年間を経た分は特別の立場にあるんだというふうなことでやつていたのでは、肅正はいつになつたてでできやしない。真剣な勤務者の希望を失わせますよ。まじめに働いても損だ、ストをやつてでたためをやつた者の処分はほとんどないやないか。減給とかなんとか一握りの者が処分を受けるだけ、あとの大半は大した問題じゃないんだ、訓告以下のものはへのかっぱでもないんだ——へのかっぱというものは橋高さん御存じでしょう、山口県にある、広島の方にある。へにかっぱを着せるわけです。痛痒を感じないということです。そういうところからだらない国鉄の今日を生んでおるのです。いまや国民は国鉄の当局のこのだらしない姿勢に對して非常にふんまんがある。総裁以下理事の皆さんなどはもう少し心がけを入れかえて、本間に日本の国鉄を預かつておる責任者だ、しからばまじめに働く国鉄の職員を大いに大事にしてあげて、いいかげんな違法ストをやるような者は厳しくこれを処罰するといふきちつとした態度を示せば、全国の国鉄の職員は本間に意気軒高として精勵格闘します。何だかなまぬるいやり方で、そして心がけを入れかえつつあると思つて一年やってみたら、ことしは三回にわたるあのような違法ストをやつたわけですか。ことしは厳しくやるという方針ですか。ことしは去年と比べて、解雇者を出すという相当厳しい答えが出るという予測をしておるかどうかをお答え願いたい。

○橋高説明員 処分につきましては、先ほど申しましたように、闘争の目的とか規模とか態様あるいは影響等を考慮しまして、総合的に判断してやりたいと思っておりますが、今春闘についてはまだ内部的に調査中でありまして、これから方針を決めてまいりたいと思っておりますので、まだここで申し上げる段階に至っておりません。

○受田委員 昨年の違法ストと本年の違法ストを比べると、社会情勢は非常に深刻になっている。民間の企業でも賃上げをがまんしておる、こういう情勢のときにやられた行為でございまして、これは非常に厳しい態度で臨まなければ筋が通らぬわけですね。昨年と比べて本年は、違法ストの全般の情勢、これだけの国民の怒りが国鉄に当たつておる。全通は国民の側を考慮して中止した。しかし国鉄は平然とやった。にもかかわらず、その経営者がいま検討しておるというなまぬるいやり方であつては意味が成り立たぬのでございまして、本年の国民生活のこの厳しい中においてあえて国民を敵にしたようなやり方に対しては、断固処分の嚴重にするという方針ぐらひは決まっていなければならぬと思つておる。のらりくらりと逃げるわけにはいきません。いいかげんな答弁は私は承りませんから、びしとした御答弁を願ひたいです。

○橋高説明員 厳しい態度で臨む方針ではありますけれども、具体的な内容については、先ほど来申し上げておりますように、いま検討中でございますので、申し上げる段階に至っておりません。あります。

○受田委員 厳しい態度というのは、昨年よりは厳しくやるかどうかということです。

○橋高説明員 そのとおりであります。

○受田委員 昨年よりは厳しくやって、当然今年には解雇者が相当出るということになるかどうか。厳しいということはそうなければならぬわけですね。あなた御自身が総裁にかわつて来てくださったのだから、前に十河総裁というなかなかきつとした方がいた。石田総裁というきつとした方が

いた。高木さんだつてここで何回か政府委員で出た人で、びしとしておる。それは、周辺にあられるあなた方がびしとした態度を持てば、自然に国鉄の姿勢が正しくなり、国民から愛される国鉄になり、国鉄の職員ありがとうと、中には親切な職員もたくさんおるわけだから、そういう人がずつと全面的に国民から感謝されて、どの駅も、そして車を運転する人も、みんなが感謝される時代を迎えるためには、信賞必罰がある意味できちつとやられなさい、こういう統制ある管理体制はできませんよ。いまのそのお答えがびしといければ、答弁を最後にして、私、質問を終わりたいと思ひますが、あいまいであれば、きょうは、ほかの時間に影響しても、あえてこの筋の通した質問を続行いたしますので……

○橋高説明員 ただいまの問題につきましては、現在検討中でございますので、こういう席でまだお答えできる段階にはない状態でございまして、ので、何度言われましても同じようなお答えにならうかと思ひます。

○受田委員 あなたに時間をかけて質問しますから、覚悟してもらひたいです。

何度申されてもこれ以上出ませんということでございますが、国鉄の今日の国民の不信を招いた責任者のあなたの気持ちをご答へ願ひたい。これだけ国鉄が恨まれて、国民に敵に見られておる。それに対するあなたの反省をここで言つてもらひたい。反省があるかないかです。反省してないければ、ないと答えてください。

○橋高説明員 国鉄の労使、先生からただいま御批判ありましたけれども、この点については、私も胸を痛めておるわけでありまして、こうなりまして、過去の長い歴史がありまして、その途中で何回かいい方向に持っていけることもなかつたわけではないのじやないかと思ふこともありますけれども、残念ながら、いろいろな問題が積み重なりまして今日のような状態になつておるわけでございます。私も、違法ストが行われるたびに何とかしてこれを回避したいとい

うことで努力はいたしておるのでありますけれども、微力にしてなかなか私どもの誠意が通ぜず、こういう状態を招いておるということは、過去のいろいろな結果の集積でもありまして、その点、深く反省いたしておる次第であります。

○受田委員 橋高さんには質問を終わります。責任者でないで、総裁でないものですから、責任のある答弁ができないことですが、深い反省をしておるといふことでありますので……。だが、国鉄を国民の敵にしないように、この赤字を抱えておる国鉄をみんなが守り立てようとしておるときに、まじめな職員が重んじられ、でたらめをする職員はびつとやるといふぐらひの厳正な態度が国鉄に、特に橋高さんのように常務理事の中では先輩がしつかりした態度を持たぬと、のらりくらりとしていたら、いま日本の全国民が経済復興と発展に一生懸命になろうとするときに、一番大事な国鉄がこんなぶざまなかつたころでは、本當に国鉄の経営者というものは、一体国民に対して何をもちておるのか。深く反省しているといふことが実際問題として具体的に出来るように、その地位に甘んじて、なるべく常務理事とか総裁の地位を長く保つために、不当な違法ストをする職員におべつかを使う。つまりこびへつらうようななまぬるい、だらしない国鉄当局でないように、もっと権威ある、そして国鉄を国民の信頼する機関に盛り上げる努力を、きょう帰られたら、総裁を中心に、受田という議員が国民の名において、国鉄のだらしないさに対する厳しい質問があつた、われわれは心がけをどう変えて、この国民の声にこたえるか。私の声と同じものが、いま国民の大半の声と思ひます。それでしよう。

○受田委員 橋高さんには質問を終わります。責任者でないで、総裁でないものですから、責任のある答弁ができないことですが、深い反省をしておるといふことでありますので……。だが、国鉄を国民の敵にしないように、この赤字を抱えておる国鉄をみんなが守り立てようとしておるときに、まじめな職員が重んじられ、でたらめをする職員はびつとやるといふぐらひの厳正な態度が国鉄に、特に橋高さんのように常務理事の中では先輩がしつかりした態度を持たぬと、のらりくらりとしていたら、いま日本の全国民が経済復興と発展に一生懸命になろうとするときに、一番大事な国鉄がこんなぶざまなかつたころでは、本當に国鉄の経営者というものは、一体国民に対して何をもちておるのか。深く反省しているといふことが実際問題として具体的に出来るように、その地位に甘んじて、なるべく常務理事とか総裁の地位を長く保つために、不当な違法ストをする職員におべつかを使う。つまりこびへつらうようななまぬるい、だらしない国鉄当局でないように、もっと権威ある、そして国鉄を国民の信頼する機関に盛り上げる努力を、きょう帰られたら、総裁を中心に、受田という議員が国民の名において、国鉄のだらしないさに対する厳しい質問があつた、われわれは心がけをどう変えて、この国民の声にこたえるか。私の声と同じものが、いま国民の大半の声と思ひます。それでしよう。

て質問を続けていきたいのですが、私、この法律案の改正案の文句の中に、ちよつと気にかかる文句があるのです。それは第一条の、提出された改正案のおしまいの方、「誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員」と、「認められる」ということがここに入つておる。労働組合法の二条の規定にはこれがないわけなんです。ここでどうして「と認められる」というのが出たか、お答えをいただきます。

○菅野政府委員 お答えを申し上げます。

労働組法の方においては「てい触する」というふうに書いてありますし、それから今度御提案申し上げました法律案におきましては、「抵触する」と認められる」というふうに書いたその違いでございまして、労働組合の定義と申しますか、そういうことをずつとやまいまして、その当該労働組合という具体的なものをつかまえてきて説明をいたしているわけでございます。そういう意味においては、当該労働組合という具体的なものについて抵触するといふふうに言つた方が適當である。それに対して、うちの方のその部分の表現でございまして、一般的なそういう労働組合、具体的な労働組合といふことでなく、もっと森羅万象と言つてあれですけれども、たくさんある、普通の団体もある、連合団体もある、そういう多くの団体の中において、管理職と管理職でない者は一緒の団体をつくつてはならぬといふことの定義でございまして、そういうものといふよりはその概念規定と申しますか、そういうことでございまして、「認められる」ということが、法制局の審議のときに最終的に決まつたわけでございます。

○受田委員 ちよつとわかりにくいのですが、「認められる」といふのがなければ困るのですか。そのことも「抵触する」で処理できませんか。いまお話を承れば、「抵触する」で済むと思うのです。

○菅野政府委員 このら辺は「抵触する」で全く悪いということはないのかもしれませんが、「抵触する」と認められるというのとは、何かだれかがいて、認めるという行為がありまして、そこで非常にあるまいになるという御心配もあるのではないかと思いますけれども、そういう意味の「認められる」という意味ではございませんで、客観的に認められる、あるいは客観的に抵触すると認められるというように意味合ではないかと思えます。ですから、「抵触すると認められる」というと、ある認定権者みたいな者がいまして、恣意的にそれがまた広げられるんじゃないかということではなくて、客観的に認められるという意味だと思います。

○受田委員 これは客観的に認められる。「認められる」と言うから非常にあいまいになるのです。むしろつきりと「抵触する監督的地位にある職員」と、こうびしっとしたって、いまのような、見方によれば、「認められる」と言うとか何か漠然としておるから範囲が広がるのではないかと、いろいろな懸念が持たれることはなるべく法律では避けたいのです。法律というものはびしっと対象を限定してやるべきで、「認められる」と言うとか、何かほかにもやもやとしたものが、プラスアルファがつくような印象を与えますよ。

客観的という言葉が出ましたが、客観的にも何もない。これは対象になるのははっきりしておるのだから、客観的にも主観的にも同じことですから、むしろあいまいな言葉は使われない方が賢明だと思いますが、人事院の方におかれましては、法律の文章をつくられるときはあいまいな文章は避けてやるべきかと思われませんか、そのことも含めて、国家公務員法に關係するのですから、総裁からも後ほど御答弁を願います。

○菅野政府委員 この表現の問題でございませうけれども、先生言われるようにあいまいな表現は避けるべきであるというのは私も同感でございませうけれども、労組法のときの立て方とはちよつと

違いますので、この部分で直接「抵触する」と言うよりは「抵触すると認められる」、客観的にそういうものである、あるいは「抵触するようない」という表現をとった方が法文としては筋が通るのではないかと。そこら辺は法制局と十分審議をいたしまして、そういうふうになりましたので、私自身、実はそのときには人事局に来ておりませんので詳細のことは存じませんが、そういうことでございまして、決して表現を広くする、あるいはだれか別な人がいて認定するということの意味の「認められる」という意味ではないと思えます。

○藤井(貞)政府委員 こういうことを言うとしかられるかもしれませんが、法律の文言というのは非常に正確なものでなければならぬ、これはもう当然のことでございます。ただ「認められる」という表現を使うことがいいのか、そうでないことがいいのかということになります、これはいまいち認められなくても一つの程度問題でございまして、認めるということではなくて、認められるということですから、これはやはり人事局長がいま申し上げましたように、客観的な基準というものがあつて、それに適応するかどうかというものを人事院なりあるいは地方の人事委員会等で判定をしていく、その一つの基準をこういう表現をしたのではないかと、いふに私自身は解釈をいたしております。

この表現をやります際には、先生もよく御承知のように、法案を作成いたします際には法制局と打ちあひした国家機関がございまして、そこで前例その他いろいろな観点から非常に詳細な審議をして決定するわけでありませうけれども、担当によって若干個人的な趣味といたしますが、そういうものが働くことも、これは全然皆無ではございません。しかし、そういうものを含めて国会では成立をするわけでございまして、法案というものは成立をするわけでございまして、その審議の過程等にもならみ合わせて、運用をいたします際には十分慎重な配慮をいたさなければならぬといふふうに私自身は考えております。

人事院といたしましては、いまの登録関係のことにつきましては責任を負わされておりますので、今度の法案が成立をいたしました結果においては、いまのいろいろな国会における御審議のあり方、また御意見等も十分参考をいたしまして、第三者機関として厳重に、また公正に法の運営をやつてまいりたい。私自身は、従来の方針と今度の法案作成というものの内容とは本質的に変わるものとは考えておりません。したがいまして、そういう趣旨で十分運営をしていきたいといふふうに考えておりますので、御了解賜りたいと思ひます。

○受田委員 総裁、非常に明快な答弁をされました。あなたは長いおつき合ひでございまして、非常に真剣に法案と取組んでこられておるし、それから世道人心の動向の把握においても的確であるといふことですが、また菅野局長にしましては恩給局長として名声を天下にとどろかしたお方でありまして、あえてそういうたくさん文章が出たとも思ひません。ただ法制局というものは、こういうものを理屈で片づけようとする傾向がありまうので、法律の文章というものは、国民にわかりやすいようにしなければならぬ。「抵触する監督的地位にある」人、こういうことでいけば非常にわかりにくい。「認められる」と言うとか、何か新しい別のものがこころもやもやと入ってくる、プラスアルファが入るのじゃないかという懸念がある、その懸念を払拭しなければいかぬのですから、その点、この問題は一つの問題として私提起しておきます。

私の前に質問された鈴切先生も安井先生も、大事なこと質問していただいておりますので、私、重複を避けるようにして、その外れた分をいま尋ねていきますが、しかし、結局共通の質問としてどうしても取り上げなければならぬのは、「認められる」ということを削除することを私は提案したいというところが一つあるのですが、さっきからの議論で実質的には間違いないといふことですから、今回の公務員法の改正によって管理職の範囲は拡大しない、これもさっきの答弁を私了承するのでありますが、これは私においても「認められる」に關係があるから大事なことですから、一切範囲を拡大しない、それから例の人事院規則の別表がありまうね、あの別表を変える意思がない、これもはっきりしておるかどうか、ひとつ御答弁いただきたいのです。

○藤井(貞)政府委員 今度の法律が成立をいたしますことによつて別表を改正をするという意図、これはございせん。ただいままでも累次申し上げておりますように、官庁の機構、組織その他が時代の変遷に合わせて変わつてまいります。それに対するそれ相応の対応なり評価なりというものは、これはその都度出てくるわけでございまして、そういう意味で毎年ある程度の改正は行つて今日まで来ておるわけでありませう。ただ、それはそれとして別の次元でございまして、今度の法律改正によつて従来のあり方というものの本質的な変改を加えることは全くないといふことを、はっきり申し上げておきたいと思ひます。

○受田委員 明快です。裁判官の前で証人が宣誓するときに、真実を吐いて、一切のものをつけ加えないという意味で、これは御答弁を承知します。そこでもう一つ、これは同僚の皆さんの御質問の中にも触れておられたところですが、私から重ねてびしっとしておかなければならぬことは、人事院の勧告、人事院として第二十八条の勧告権、これは非常に大事な権、特にこの国家公務員法を制定するときに一般の民間とは違ひ、公務員のために、人事院に公務員の立場を守るための勧告権というものを付与したのでございませうから、これはひとつ忠実に第二十八条の情勢適応の原則は守つていただかなければならぬのです。これは人事院の生命線なんです。だから五、五、五に今度民間を調べて五割上がついていないといふときは勧告せぬといふことではなくして、二十八条の一項に基づく情勢適応の原則で勧告はするといふことになるのです。

○藤井(貞)政府委員 午前中にも御答弁を申し上げ

げたとおりでございますが、私自身もこの情勢適  
応の原則というのは、大変大事な人事院の存立の  
基本にかかわる問題であるというふうに受け取っ  
ております。そういう意味合いから申し上げます  
と、給与勧告の問題は、一応五％というのは、こ  
れは要するに義務的なことを規定をいたしてお  
るのであります。それに適応しない、該当しない  
という場合には勧告をしてはならないという趣旨  
ではございません。

特に、現在のいろいろな情勢から申しまして、  
私はいままで申し上げておりますように、公共企  
業体あるいは五現業の職員との対応の問題、ある  
いは一％と言つてもこれはいまや本俸が相当な額  
になっておりますので、物価その他のことを考え  
れば、無視できないのではないかと、ある  
いはこれが低額のことと出てまいりました際に、  
仮にこれは見送るということになりますと、そ  
れ自体がやはり民間との対比あるいは公労協関係  
との対比で非常に不均衡が生ずるという問題と、  
来年以降について二年分ということになりますの  
で、そういう意味合いから見て、国民の御了解と  
いうものをなかなか得にくいのではないかと、こ  
ういふ点がございます。

そういう点は、十分腹におさめて対比をしてい  
きたい。いまのところは調査を開始している時期  
でございますので、結果的にはいろいろ申し上げ  
ることは差し控えていただきたいと思います  
けれども、私自身は、そういう問題意識を持って  
慎重に対処したいということでございます。

○受田委員 したがって、五％以下であっても勧  
告は原則としてやるということになるのかどうか  
です。勧告しない場合もあるが、する場合もある  
というのか。原則としては情勢適応の原則による  
勧告を避けたくない。私、過去の、人事院がいま  
まで勧告された歴史を一応心得ておりますが、い  
まの時点でどうお考えかということですが、

○藤井(貞)政府委員 具体的にそこまで詰められ  
ますと、いまの段階ではまだ、もう少ししばらくお待  
ち願いたいというふうに言わざるを得ません。得

ませんが、私自身としては、先刻申し上げました  
ような点を十分に配慮をして慎重に対処したいと  
思っております。また情勢適応の原則というも  
のの趣旨、意味、内容というものは十分把握し  
て、これに対処するつもりであるということをし  
上げておきたいと思ひます。

○受田委員 そこで、ちょっと週休二日制に触れ  
るのですが、この前ちょっと触れましたが、き  
うは本質的な問題ですから、改めて触れます。

例の完全週休二日制を実施する前提として試行  
が行われておるのかどうか。その再試行も人事院  
としては、それを実施の前提としての再試行の規  
模を考えてこられたのか、要望されたのかどうか  
をお答え願ひます。

○藤井(貞)政府委員 これもいままで申し上げて  
おるとおりでございますが、私自身の考え方とい  
たしましては、やはり週休二日制というものは天  
下の大勢であるという認識に立っております。し  
たがいまして、これはやはり公務員の場において  
も導入することが一つの大きな趨勢ではないだろ  
うかという考え方に立っております。ございまし  
て、そういうことになりました場合に、やはりこ  
れは国民生活に大変大きな影響を与えることで  
ございますので、また別の意味からいって、なるべ  
く経費はかけないで国民の負担がかからないよう  
にやっていたかなければならぬという観点が必要で  
ございまして、それらの点を踏まえて、どうい  
う問題点があるのだからかということを探りたい  
ということと第一次の試行をやりました。

大体それでもって問題点は把握できたつもりで  
すが、なお官署によつては、いろいろな事情から  
やれないところもございました。また、その範囲  
が限定されたところもございました。そこでもう  
少し、やはり範囲を広げて、実際にやった場合に  
どういふことが起きるだろうかという点の確信  
を得たいためにやっておるということでございます。

これをやりました後で、いつ、どういふ方法  
で本格実施に踏み切るかどうかということは、ま  
だ第二次の試行に入った段階でございますので、

これもひとつ歯切れが悪いですが、ここで  
なお言明をすることを差し控えていただきた  
いと思ひますが、私自身は、やはり週休二日制と  
いうものがいろいろな面から見ても世界の大勢で  
ないかという認識に立っております。ことだけ  
は、はっきり申し上げておきたいと思ひます。

○受田委員 そうしますと、総裁、民間でどのぐ  
らい週休二日制が普及した、こまで来たとい  
う普及率がどの辺まで行けば踏み切れるという判断  
ですか。

○藤井(貞)政府委員 これは普及率が何％に來れ  
ば踏み切れるということではございません。これは  
大体先生も御承知のようにいまや七〇％近く、従  
業員の数で申しますと八割以上というものは、週  
休二日制を何らかの形で実施しているという段階  
に來ているわけです。世界各國の情勢を見まして  
も、ほとんどのところがやはり大体、形がいろいろ  
ございましてけれども、週休二日制は実施してお  
るというふうな、そういう体制にもなつておるわ  
けでございます。

ことしも給与実態調査の段階において、なお民  
間の普及状況等を調べたいと思ひます。大体いい  
ところまで来たものですから、そう目立つ普及  
率の上昇というものは、恐らくは見込めないの  
ではないかと思ひますけれども、しかし、大半がそ  
ういふふうに行つておるということになります  
れば、情勢適応の原則あるいは官民の対比の問題か  
ら申しまして、私はそう非常識なことではないの  
ではないのだからかという結論は、背景にも持つ  
ておるわけです。ただ、具体的にそれをどうい  
うふうに、どういふ時期にやるかということにつ  
きましては、国民のやいろいろな批判もございま  
す。実際に業務を運営していくやり方というもの  
もございまして、そういう点はやはり慎重に判断を  
しながら、次のステップというものを考えたいと  
いうことでございまして。

○受田委員 総裁、そうしますと、再試行の際に  
政府が人事院の要望の十分の五から十分の三・三  
に比率を引き下げたすね。このことについて、

どうお考えでございますか。

○藤井(貞)政府委員 これは率直に申しまして、  
こつちが申し出たことに對して、言葉は悪いで  
すが、値切られたわけですから、私自身としては大  
変遺憾であるというふうに思つております。た  
だ、政府といつたしましては、やはりいろいろの省庁  
がございまして、それらの並びというものを考  
えないと非常に不均衡が出てきておさまりがつ  
かないというふうなことがございまして、いろ  
ろ人事課長會議なりあるいは官房長會議なり、さ  
らには事務次官會議なりで練りに練つて出た結論  
であるというふうに行つておるわけで、私自身  
としては、遺憾であるけれどもやむを得なかつた  
のではないかと、こころをこめてございまして。

○受田委員 今度は、長官あるいは人事局長から  
お聞きしたいのですが、週休二日制を完全実施す  
るための前提としての調べではないのだ。つまり  
人事院は完全実施を一応目標としてやろう。とこ  
ろが閣僚協や事務次官會議ではそういうものじゃ  
ないのだ。いまのように比率が十分の五から十分  
の三・三というの、総裁としては非常に不満足  
だということなのですが、それに対しては人事院  
という特定の國家機關、ある意味では独立した國  
家機關が勧告をする、國家公務員法できちつと勧  
告してもらつたものを政府が完全に尊重するとい  
う方向に行くべきだと思ひます。そのために國  
家公務員法という法律があるので、その趣旨を尊  
重するのが政府のたてまえだと思ひますが、こ  
の点について御説明を願ひたいと思ひます。

○稻村國務大臣 本筋においては総裁と変わりが  
ないと思ひますが、第一次の調査によつては多少  
十分でない、こつちの点がございまして、本格実  
施をする場合においてどういふ点が問題点であ  
るかというふうな意味から、再試行に踏み切つた  
わけでありまして。

当然人事院の再試行についての勧告について  
は、できるだけ尊重したいと思ひますが、民  
間の普及の状態あるいは経済の推移であるとかあ  
るいはまた世論の動向であるとか、増員、予算、



きわめて重要なことでございますので、今後は各省庁に対しても、また総理府に対しても、時間の厳守ということを強く要請してまいりたい、こういうふうに考えております。

○受田委員 長官 エネルギ―問題もあるので、私、前から一つの私案を持っておるのですが、太陽とともに起きて、出勤を一時早くして、夕方は一時間繰り上げて早く帰る、そういうふうにするることによって電灯の節約にもなるし、エネルギ―の節約にもなる。それからサマータイム、夏時間というのがある、夏は早く出て早く帰る、こういうのを一時施行したことがあるのですが、そういうことで出勤を早くしていく。国全体の勤務体制をそういうふうに一時間早くして一時間早く引き揚げるというふうにすれば、四時ごろにはだんなが家に帰って、帰りに夕飯の材料を買って帰れば、一緒にお食事をつくって家庭円満ということにもなるわけですから、エネルギ―問題の解決では、早く起きて、そして出勤時間を早める。せめて一時間ずつ早めだるけれども熱エネルギ―には大変影響があるのですが、この点は夏だけに限らず、そういう検討もしてほしいと私は思うのです。サマータイムの問題を含めて出勤時間を早める、国の態度をそういうふうにして、太陽を最高に生かすという方針をおとりになってはどうかと思ひますが、検討をしていただきたいと思うのです。

これで質問を終わります。

○稲村国務大臣 本当にありがとうございます。私も省資源・省エネルギ―の議長をやっております。しかしながら、その導入についてはいろいろ国民生活に大きな影響があるかと思ひますので、御指摘の点については十分検討してまいりたい、こういうふうに思っております。

○村田委員長代理 この際、小委員会設置の件についてお諮りいたします。  
同和問題調査のため小委員十一名からなる同和

対策に関する小委員会を設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村田委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次に、小委員及び小委員長の選任についてお諮りいたします。

小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村田委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

それでは、小委員に

|           |        |
|-----------|--------|
| 逢沢 英雄君    | 小島 静馬君 |
| 小宮山 重四郎君  | 玉生 孝久君 |
| 村田 敬次郎君   | 上田 卓三君 |
| 上原 康助君    | 新井 彬之君 |
| 受田 新吉君    | 柴田 陸夫君 |
| 及び 中川 秀直君 |        |

を、小委員長に小宮山重四郎君を指名いたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及び補欠選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村田委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、来る三十日火曜日午前十時理事会、十三時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十六分散会

内閣委員会議録第八号中正誤

二ページ一段二七ないし二九行を削る。

同 第十六号中正誤

一ページ四段六行及び七行を削る。

昭和五十三年五月三十一日印刷

昭和五十三年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局